CIRJE-J-115

スウェーデンにおける人口統計の生成 - 教区簿冊と人口表 -

東京大学大学院経済学研究科 石原俊時

2004年7月

CIRJE ディスカッションペーパーの多くは 以下のサイトから無料で入手可能です。

http://www.e.u-tokyo.ac.jp/cirje/research/03research02dp_j.html

このディスカッション・ペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿である。著者の承諾なしに引用・複写することは差し控えられたい。

The Formation of the Modern Population Statistics in Sweden – Parish Registers and the Population Tables

By Shunji Ishihara

The Population Tables of 1749 are one of the earliest censuses in the world. Parish registers were to form the basis of these population statistics. Moreover the organization of the Swedish state church was taken advantage in order to take statistics. For example, the basic information was collected separately in each parish by the parson who knew parishioners very well. So the Population Tables could have the following merits.

All of the Swedish people must belong to the Swedish state church. So the Population Tables could cover the most of all the population in Sweden.

The parson visited every family in the parish and checked the information about the family members in parish registers. So the information of the Population Tables was precise as a whole.

The Population Tables could take up many sorts of information about the Swedish population. Because parish registers had dealt with various sorts of information (date of birth, marriage, burial, migration and household membership etc). Moreover the parson could collect the other sorts of information such as cause of death.

スウェーデンにおける人口統計の生成 - 教区 簿冊と人口表¹

- 1.はじめに
- 2. 教区簿冊と国教会
 - (1)王権と国教会
 - (2)統治組織としての教会
 - (3)教区簿册
- 3.人口表
 - (1) 歴史的背景
 - (2)人口表の作成
 - (3)人口表の実際
- 4. おわりに

[付録1]出生及び洗礼記録簿

[付録2]結婚記録簿

[付録3]死亡記録簿

[付録4]家庭内試問記録簿

[付録 5]信仰証明書

[付録6]人口表1

[付録7]人口表2

[付録8]人口表3

1.はじめに

スウェーデンは、18 世紀半ばに世界で最も早く全数調査に基づく人口統計を実現したことで知られる。それによって作成された人口表は、出生・死亡・結婚等といった動態人口統計のみならず、性別・年齢別人口や身分・職業別人口といった静態人口統計をも対象としていた。しかし、このような事実は広く知られているのにもかかわらず2、その実態につ

¹ 本稿は、国立民族学博物館地域研究企画交流センターでの平成 14 - 17 年度の連携研究『欧米及び日本におけるセンサスの成立 「英国議会資料」を素材とした比較研究』[代表:安元稔・押川文子]における研究の中間報告である。

² 例えば、速水融『歴史人口学の世界』岩波書店 1997年, 24頁; 安元稔「イギリスにおける教区登録制度と民事登録制度 歴史的素描 」利谷信義他編『戸籍と身分登録』早稲

いては我が国において紹介されたことはなかった。

ところで、人口表は、全国に張りめぐらされた国教会の組織を利用して作成されたのであり、基礎データを収集したのは主として教区牧師(kyrkoherde)であった。また、人口表のデータは、それまで教区牧師がつけていた教区簿冊(kyrkoböcker)の情報に基づいていたことが指摘されている。それ故、どうしてこのような人口統計が可能であったのか。またその人口統計が如何なる特質を持っていたのかを明らかにするにあたって、まずはそのような教会組織や教区簿冊の存在に注目しなければならないと考える。一方、本国の研究においても、人口表は教区簿冊を前提にしていたことは指摘されるが、どのような点で教区簿冊に基づいていたのか、あるいは何か新しい情報が求められていたのかどうかは具体的には検討・整理されてこなかった3。そこで本稿では、教区牧師に焦点をあてながらスウェーデン国教会の組織がどのようなものであり、教区簿冊とは如何なるものであったのかを概観した上で、それらがどのような人口表作成に如何につながったのかを辿ってみたいと思

田大学出版部 1996年,260頁; H.ヴェスターゴード『統計学史』栗田書店 1943年,64-73 頁を参照。

³ 人口表及び人口表作成局については、Hjelt,Aug., *Det svenska tabellverkets* uppkomst, organisation och tidigare verksamhet, Helsingfors 1900; Arosenius, E., Bidrag till det svenska tabellverkets historia, Stockholm 1928; Statiska Centralbyran, Minneskrift med anledning av den svenska befolkningsstatistikens 200-åriga bestånd, Stockholm 1949; Sjöström, Olle, "Svensk statistik 250 år: Tabellverket och Pehr Wargentin", i: Statsvetenskaplig Tidskrift 1998; Hannel, Lennart, "Demografi som styrmedel. Om det svenska tabellverkets första tid", i: Arv och anor:Riksarkivet,Stockholm 1996 を、教区簿冊については、Lext,Gösta, Studier i svensk kyrkobokförings 1600-1946, Göteborg 1984; Nilsdotter Jeub, Ulla, Parish Records. 19th Century Eccelesiastical Registers, Information from the Demographic Data Base, Umea 1993 を、教区簿冊を中心にした人口統計の通史として、Wannerdt, Arvid, Den svenska folkbokföringens historia under tre sekler, Stockholm 1982; Andersson, Karl-Gustaf, "Folkbokföringen-historia och reform", i: Arv och anor, Stockholm 1996 を、人口統計を一部とする公的統計の通史として、Wicksell,Sven, Bilaga till statistiksakkunnigas betänkande. Redogörelse för huvuddragen av den officiella statistikens utveckling och nuvarande organisation i Sverige jämte kort översikt av dess organisation i vissa främmande länder samt i internationellt hänseende, Stockholm 1922; Lubin, Folke, "Statistiska centralbyrans organization och verksamhet 1. Historik och allmän översikt", i: Statistisk Tidskrift 1952:4; Wolmar, Högberg," Statistiska centralbyrans organization och verksamhet 2.Riksbyran för folkbokföringen och folkbokföringsväsendet i Sverige", i: Statistisk Tidskrift 1953:1; Aspund, Lars, "Statistiska centralbyrans organization och verksamhet 3. Den befolkningsstatistiskaavdelningen utom folkräkningarna", i: Statistiska Tidskrift 1953:4; Widstam, Ture," Statistiska centralbyrans organization och verksamhet 8. Folkräkningarna", i: Statistiska Tidskrift 1955:1 を参照。なお、教区簿冊とはどのような ものかについては、それが系譜学(先祖探し släktforskning)の主要な史料であることか ら、系譜学入門の文献に詳しく解説されている。例えば、Thorsell,Elisabeth & Schenkmanis, Ulf, Släktforskinig. Vägen till din egen historia, Stockholm 1999; Clemmensson, Per & Andersson, Kjell, Släktforska steg för steg, Stockholm 1983; Anderö, Henrik, Läsebok för släktforskare, Stockholm 1979 を見よ。

う。以上のようにして人口表の歴史的性格について検討することが本稿の課題である。

2. 教区簿冊と国教会

(1)王権と国教会

1523 年にグスタフ・ヴァサ(Gustav Vasa)が王位に着き、スウェーデンに世襲王制が成立した。このことは、カルマル連合のくびきを脱し、スウェーデンが近代的国民国家に成長していく出発点となった。また、グスタフ・ヴァサは宗教改革を断行し、その国家建設はルター派国教会との緊密な協力関係の下に進められることとなる。

王権と国教会の協力関係は、前者の権力集中、即ち絶対王政化と、後者の統一的な教義や儀式の確立というそれぞれの課題に則して展開していった。例えば、国王と貴族、教会と貴族の対抗関係の中で、国王は教会の保護者の立場をとった。教会と貴族の対立関係は、貴族が独自に牧師を雇い、教会行事を執り行い、その家族や従者も含めて教区の教会から離脱する傾向にあったことに起因している。これは、国教会にとって教区の秩序を乱すことであるのみならず、国教会監督(biskop)の牧師任命権や監督権にも反する行為であった。一方、貴族、聖職者、市民(都市民)農民からなる四身分制議会において、二つの非貴族身分(市民・農民)対貴族の対立関係が顕在化した時には、しばしば聖職者身分は前者の先頭に立って貴族に対抗した。牧師は、地域において民衆の利害を貴族に対して代表する立場にあったのである。このことは、しかし、王権対民衆の利害が対立する場合には、牧師が民衆と王権の板ばさみとなる位置にいたことも意味していた4。

王の下への権力集中は、17世紀後半のカール 11世(Karl)の下で急速に展開した。1680年の議会では、国王は王国参事会(riksråd)を構成する有力貴族とそれぞれの権限をめぐって争った5。その結果、王国参事会は国王の尋ねる問題においてのみ発言するという原則が確立した。また、三十年戦争期以降に軍役や貨幣の代償として貴族に譲渡されていた旧王領地を再度王領地に返還させる回収政策(reduktion)が実施されることとなった。行政も国王の審査を受けることとなり、官僚の任命権の多くも国王が直接掌握することとなる。こうして国王は有力貴族の権力を政治的にも経済的にも奪うことに成功した。また、1682年の議会では、立法権をめぐり王権と議会が対立した。貴族身分は、国王の立法権は行政に関わることだけとし、その他の事柄については諸身分議会との合意が必要であると主張した。しかし、結局は、その境界はあいまいなままに終わった。とはいえ、回収政策の経緯

⁴ Montgomery,Ingun, *Sveriges kyrkohistoria.4.Enhetskyrkans tid*, Stockholm 2002,Kap.7.

⁵ 王国参事会は、13 世紀以来の歴史を持つ国家統治の中枢機関で、国王にアドヴァイスを与え、重要案件については協議して決定する役割を担っていた。17 世紀前半のグスタフ・アドルフ(Gustav Adolf)の時期には、国王不在中に統治を代理する役割も与えられていた。Herlitz,Nils, *Grunddragen av det svenska statsskickets historia.*4de upplaga. Stockholm 1952,s.78,105-107.

から財政問題について、また「割り当て兵制(indelningsverket)」の導入によって徴兵に関しても議会は決定権を失った。さらに、外交政策でも国王は議会の制約を受けることなく自由に振舞った。このようにして議会の立法権は無実化していった⁶。

一方、17世紀半ばになると、聖職者身分は、教会法(kyrkolag)を制定して教義と儀式の統一化を推し進めようとした。しかし、四身分制議会において幾度か提案するものの実現にはなかなか至らなかった。ようやく1686年に教会法が成立したのは、1680年の議会を境に国王の下への権力集中が急速に進展したからこそであった。教会法は、教会の組織や権限のみでなく、すべての国民に適用される教会儀式・教会規律を定めたものであったが、それを守らぬ者は、法廷で裁きの対象となり、職を解かれ、ついには国外追放されることとなった。また、教会法に続き、1686年に教理問答集(katekes)、1693年に教会ハンドブック(kyrkohandbok)、1695年に聖歌集(psalmbok)、1703年に聖書の新約が発行された。それぞれ、1810年、1811年、1819年、1911年まで用いられ、教義の統一化を支えることとなる7。

しかし、ここに大きなジレンマが存在した。国教会は確かに国王の庇護の下に教義の統一を図ったが、あくまで宗教と世俗の問題は別であり、宗教に関わることは国教会に任せられるべきであると考えていた。けれども教会法作成過程で、国教会側が作成した案は大きく変更され、事態は国王主導のうちに進められた。教義・儀式の統一化は実現していったのだが、それは王権の下に教会が組み込まれていくことも意味したのである。例えば、教会法とそれに続く法令により、県知事(landshövdig)は、担当する県(län)における教会活動に対する監視をする任務をもつことや国王により監督が任命されること、牧師や監督に就任する際には国王への忠誠を宣誓する義務(edsformulär)なども同時に定められた8。教会にとって、王権との協力関係は諸刃の剣であった。

(2)統治組織としての教会

王権にとって教会は、単に貴族との対抗関係におけるパートナーとして重要であるばかりではなかった。王権は、国内での権力基盤を確固たるものとし、国内のすみずみまでそ

⁶ Montgomery,I., s.146-148. 「回収政策」を扱った邦語文献として、入江幸二「一七世紀中葉スウェーデンにおける財政問題 四分の一回収政策決定をめぐってー」『富澤霊岸先生古希記念、関大西洋史論集』富澤霊岸先生古希記念会, 1996 年を参照。スウェーデンには、グスタフ・ヴァサ以来、農民軍の伝統があった。しかし、軍人の専門性を高め、財政負担を減らすために、1680 年代に「割り当て兵制」が導入された。これは、農民の負担で平時にも軍人を養い訓練する制度である。農民は、戦時に徴集されることはなくなったが、軍人を養うため、農地(torp)を貸与する他、軍服などの装備も負担した。「割り当て兵制」については、Ericson,Lars, Svenska knektar:indelta soldater,ryttare och båtsman i krig och fred.Lund 1995 を参照。

 $^{^7}$ Ibid., s.156-166 ; Pleijel,
Hilding, $\it Svenska~kyrkans~historia, Vol.5, Stockholm 1935, Kap.1.$

⁸ Motgomery, I., a.a., s. 157, 211.

の支配を行き渡らせる必要があった。さらに、スウェーデンは、この時期に海外へ進出していわゆるバルト帝国を形成していったのであるが、そのために国内の諸資源を動員し、海外での支配を確立していかねばならなかった。王権は、それらの課題を実現するための手段として、教会組織を統治組織の一環として取り込んでいった。

教会の説教壇は、民衆に対し公的な布告のなされる場であった。また、教区牧師は、当時文盲が支配的であった中で読み書きができ、教区住民をよく知ることから、教会に直接関わらないことでも動員された。そうした役割を代表するのが、税の徴収と兵士の徴集である。1613年のエルヴスボリィ(Älvsborg)要塞の返還のためにデンマークに代償金を払うことを目的として、臨時の人頭税が集められた。これを契機として人頭税課税者登録台帳(mantalslängden)が作成されることとなるのだが、牧師は、この税徴収のための台帳が正しいか否かを教区簿冊を用いてチェックする役割を負うようになる。また、特にカール 11世の時には、予備役の徴集に教区簿冊が活用された。いわば、教会組織は、スウェーデンが大国化するための下支えをする役割を果たしたのである。。

当然、牧師は、これらの役割を本来の任務ではないと感じ、不満を鬱積させた。また、何とかその任務を免れようとして努力した。何より彼らにとって問題であったのが、前述のように、教区住民の信頼と行政の任務との板ばさみにあうことであった。牧師は、農場を営み農業についての知識も持ち、教区で殆ど唯一のアカデミックな教養を持つ人物であった。教区住民の心配事やいさかいなどの様々な相談を受け、教区という閉鎖的な文化的単位の中で家父長的な権威を発揮していた。牧師の妻も「教区の母」であると認識されていたという。教区牧師は、国家権力への加担が教区住民の反感を呼び、教会行事の進行に支障をきたすと共に、こうした地域における自己の権威や自己への信頼を掘り崩すことを恐れたのである10。

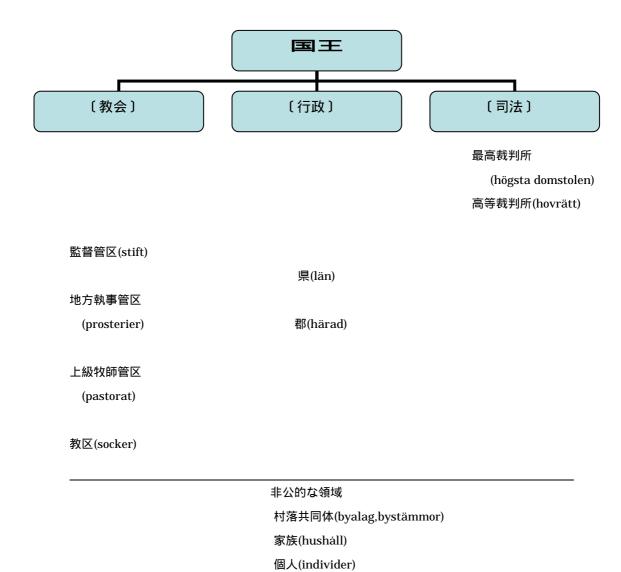
【付図】18世紀スウェーデンの地方統治組織

(Sundin,Jan,"Control,Punishment and Reconciliation", In:Brändström,A./Sundin,J.,ed., *Tradition and Transition.* Umeå 1981,pp.26,Fig.1 より作成)

 9 Lext,G., a.a.,s.214-216, 310-311.教区簿冊を人頭税課税者登録名簿のチェックに使うことは、議会での聖職者身分の反対を押し切って実現したものであった。

Wannerdt, A., a.a., s. 12-13. 人頭税課税者登録台帳は、スウェーデンの近代的な人口統計の成立に、教区簿冊と並ぶほど重要な意義を持った。本稿では、人口統計成立史のこの側面を扱うことはできない。別に機会に検討したい。人頭税課税者登録台帳については、とりあえず、Lext, Gösta, *Mantalsskrivningen i Sverige före 1860.* Göteborg 1979 を参照。

10 Pleijel; Hilding, *Hustavlans värld. Kyrkligt folkliv i äldre tidens Sverige.* Stockholm 1970, s. 187-189, 195-200.



注: * 図の上に位置するほど、管轄する地域的範囲が広くなる。

- * 最高裁判所は、1つのみでストックホルムに所在。全国を対象とする。
- * 現在の国境内に、監督管区は 13 存在し、高等裁判所は、イェンシェーピング(Jönköping)に 1 ヶ所存在する のみであった。高等裁判所は、フィンランドやエストニアなどにも置かれた。
- * 村落共同体は、農業での共同作業の調整を行い、救貧に対し責任を負った。スコーネ(Skane)では、自律性が 大きく、他の地域で教区の負う任務の多くを担った。

しかし現実には、上の図に見るように、教区は行政組織の末端として機能していた。例えば、年に少なくとも2回開かれる教区会議(sockenstämma)では、教区牧師を議長として、教会財産の管理、徴税、道路の保全、救貧に関する決定、教区への居住の認可、郡・県議会議員選出、国会農民院議員選出、穀物の管理、防火活動などについても協議した。教区

牧師を長とする教区評議会(kyrkorad)は、日常において各家族内における親子関係、家父長・奉公人関係を監督し、飲酒を取り締まり、住民同士のいさかいを処理した。各家族においては、家父長が、家族内の道徳や秩序に責任を持ち、子供が字を読み、教理問答を覚えることに義務を持ったが、後述するように、教区牧師は、そうした教育を徹底させるために、原則として 15 歳以上の者に毎年教理試問(förhör)を行って知識の定着を確認した。また、各家族から少なくとも一名の教会行事への出席を義務づけた。このように教区は、行政・司法機能を持ち、統治機構の末端として郡以上のレベルしか存在しない本来の行政・司法機関を支えていた。さらに、教区牧師は、1664 年に定められた奉公人条例(Tjänstehjonsstadga)などによって家庭内で専制的な権力を法的に保証された各家父長と協力しつつ道徳・法秩序維持に大きな役割を果たしていたのである11。

このように行政・司法・教会の緊密な協力関係からなるスウェーデンの統治組織は、国家と教会が別組織である同時期のカトリック諸国に比してのみならず、他のプロテスタント諸国に比しても地域によらず均質的で、しかも民衆の生活に対する介入は徹底していたとされる。とはいえ、元来、中世において教区は、農民自治の場であった。アイスランド・サガに見られる北欧農民の伝統がそこでは息づいていた。住民間のいさかいは、専門の裁判官など外部からの介入なしに住民同士で解決されていた。しかし、グスタフ・ヴァサ以後の近代国家建設は、教区を農民自治の場から国家権力と地域的な法慣行・法意識が出会う場とした。そこでは、国家・教会の家父長制的・身分制的支配は、農民の正統性の意識、自由の意識あるいはコミューナリズムと対峙していたのである。教区牧師は、まさに二つの正統性の狭間にあって行動しなければならなかった12。

(3)教区簿册

周知のように、教区簿冊の作成そのものは、スウェーデンに限らず、ヨーロッパ全域で見られた。14世紀のフランスあるいはイタリアの埋葬記録が最古のものだと言われている。当初は、教区牧師が自発的に始め、むしろ散発的にしか見られぬ習慣であったが、宗教改革と反宗教改革という新旧教会の対抗関係が、ヨーロッパ全土への普及を促した。それぞれ自分の信者を教区牧師の下に掌握し、敵対する宗派から自己の教区を守るための手立てとして、教区簿冊が重視されたのである。北欧では中世期のものは残っておらず、宗教改革後の17世紀に入って作成され始めたとされる13。

現存しているスウェーデン最古の教区簿冊は、1608年のウプサラの教区(Heliga

¹¹ Sundin, Jan, "Control, Punishment and Reconsiliation. A case study of parish justice in Sweden before 1850", In: Brändström, A./Sundin, J., ed., *Tradition and Transition*, Umea 1981, pp.28-35; Bergström, Carin, *Lantprästen*. Stockholm 1991, s.88-116.

¹² Sundin, J., op. cit., pp. 24,60-61; Österberg, Eva, "Folklig mentalitet och statlig makt. Perspektiv på 1500- och 1600-talens Sverige", i: *Scandia*, Band 58:1,1992, s. 89,98; Dens., "Kontroll och kriminalitet i Sverige från medeltid till nutid. Tendenser och tolkningar", i: *Scandia*, Band 57:1,1991, s. 83-34.

¹³ Wannert, A., a.a., s. 5; Lext, G., a.a., s. 19, 25-27.

Trefaldighet)の死亡記録簿(dödbok)である。そうした先駆的な試みに続いて、監督が主導して監督管区(stift)全体に導入しようとする動きが見られるようになる。中でも、1619 年のヴェスターロース(Västerås)管区がその最も早い例として知られる。教会法の一つの眼目は、このような教区簿冊の作成を全国一律に定めることであった14。

1686年の教会法によって記録すべきものとして定められたのは、 教会が所有するすべ ての財産、 教会の所得、 牧師農場(prästgård)とそれに付随するすべての財産、 での席の配置、 **債権・債務**、 教区会議での決議、 教区内で起こった事件、 教区訪問(visitations acterne)、 結婚した者の名・両親の名、 出生・洗礼(子供の名) 教区を去った者と移入してきた者の名(どこから来て、どこへ移ったのか) 教理試問の結果であった¹⁵。これらは、すべて教区簿冊(kyrkoböcker)と呼ばれるが、こ こでは、教区住民についての情報を扱った を検討することとする。

こうした教区簿冊によってスウェーデン全土の人口が把握されるようになった。1860年に至るまでスウェーデンでは、ルター派国教会以外の宗教を認めていなかったため、国民は原則として国教会に属していたのであった。このため、それぞれ国教徒、カトリック教徒以外の国民を多数抱えつつも、それのみを対象としていたイギリス、フランスの教区簿冊を考えると、スウェーデンの教区簿冊は、人口の補足率の点で統計資料的価値は高いと思われる。一方、18世紀に入ると、イギリス国教会やユダヤ教など国教会以外の信者(外国人や居留民)に対しては、人口統計を教会ではなく世俗の行政機関(都市では市参事「magistraterna 、農村では郡長 [kronofogden])に届ける義務を課し、彼らの人口動向を把握しようと努めた16。

ところで、教会法は、全国の各教区で教区簿冊をつけることを定めたのであった。また、監督は、担当する管区内で教会法が遵守されているかを見守る役割を与えられ、監督が間区内の教区を巡回した際には、教区簿冊の記録をチェックすることとなった¹⁷。とはいえ、教会法は、書式や記録すべき事項については具体的には規定せず、内容は地域での裁量に任せた。その後、監督管区レベルでの統一化が図られるが、全国一律に教区簿冊の書式が定められるようになるのは、ようやく1860年のこととなる。それ故、それまで地域によって教区簿冊の有り方にはばらつきが存在した。さらに牧師が交代するとつけ方が変化することもありえた¹⁸。一方、後述するように、人口表は教区簿冊に基づいて作成されたのだが、全国一律の書式に基づいて人口調査がなされた。そのため、教区簿冊の存在を前提として成立した人口表のあり方が、逆に教区簿冊の内容・形式に影響を与えることとなった。以下では、そうした状況を念頭に置き、人口表が作成されるようになる18世紀半ばまでの時期を中心として、教区簿冊の各ジャンルについて、それぞれどのような事項が記録された

¹⁴ Lext, G., a.a., s. 59-66; Andersson, K-G., a.a., s. 14-17.

¹⁵ Wannerdt, A., a.a., s. 8-9.

¹⁶ Lext, G., a.a., s. 33-34.

¹⁷ Ibid., a.a., s. 89-90.

¹⁸ Ibid.,s.88-91,97-98.

のかをより具体的に見てみることとする。

a.出生記録簿(födelseböcker)·結婚記録簿(vigselböcker)·死亡記録簿(dödböcker)

これらは、洗礼、結婚、埋葬というライフサイクルに即した教会行事を記録したものであり、他のヨーロッパ諸国と同様、教区簿冊の起源も通常そこに求められる。当初は、同じ一つの台帳に記録されることも多かったが、次第に三つの台帳に分けて記載されるようになった¹⁹。

出生記録簿は、洗礼(dop)に際して関連情報が記録されたものである。記録は、基本的には、両親が住み、自己が生まれた教区で行われるべきであった。そのケースに当てはまらない場合は、母親が記録されている教区、さもなければ洗礼を受けた教区で記録された20。教会法では、生後 8 日以内に洗礼を受けることが義務づけられていた。しかし、洗礼日のみではなく出生日の記されているものも存在し、18 世紀にはそれが普通となった。後に付したエステルイェートランド(Östergötland)県のヴェストラ・ヒュースビィ(Västra Husby)教区の出生記録簿(付録1)でも、出生日と洗礼日が両方記録されている。一方、死産した子供の扱いについては一様ではなかった。全く記録されないケースも、出生記録簿のみに記録されるケースも、死亡記録簿にのみ記録されるケースもありえた21。

一般的に広く記載されたのが、生まれた子供が嫡出子(äkta)か私生児(oäkta)かの区別である。嫡出子の場合、父親の名前や職業・身分も記録されることが多かったが、母親の名が書かれることは少なかった。ヴェストラ・ヒュースビィの例では、両親とも名前は記録されているが、父親の職業・身分は定かではない。18世紀末には、出産時の母親の年齢も記録されるようになる。また、例で見るように、通例、洗礼の立会い者の名も記録された22。

結婚記録簿では、夫婦となる男女の名前、両親の名、住所、他の教区から嫁入りした場合は所属教区、職業・身分などが記録された。男女の年齢も記される場合も存在した。後に付したノルシェーピング(Norrköping)の例(付録2)では、男女の職業・身分はわかるが、年齢や住所などは不明である。さらに、財産関係の情報も記録されることもあり、例では前の結婚の際の財産分与について記入されている。この他、スウェーデンでは古くからモロンゴーヴァ(morgangava)という習慣があった。これは初夜の後に新郎から新婦に与えられる贈物で、一種の寡婦年金としても機能した。このモロンゴーヴァが何であったのかも記録されるケースもあった。なお、結婚に先立って、教会で結婚予告(lysning)がなされなければならなかったが、結婚記録簿には、その日時も記録されることが普通であった。その記録が独立した記録簿(lysningböcker)となる場合も存在した。その場合、結婚記録簿と同様に、男女の名前、住所、教区、身分・職業などが記載された。結婚予告は、3回にわ

²⁰ Ibid.,s.124.

¹⁹ Ibid.,s.123.

²¹ Ibid., s. 123-124.

²² Ibid.,s.145-151.

たって行われたが、最初の日時のみが記される場合が多かった23。

死亡記録簿については、教会法では死者の名と埋葬した教区名の記録のみが義務づけられていたが、多くの教区でより詳細な様々な情報が記入された。例えば、教区の移出入の経緯、既婚者か否か、親族の名(子供の名の他、女性の場合は夫、年少者の場合父親等)、身分・職業、死亡した場所、死者の性格などなどである。通常、死亡日ではなく埋葬日が記録されたが、死亡日を記すケースも増加する傾向にあった。死者の年齢も早くから記されていた。後に付したヴェストラ・ヒュースビィの例(付録3)では、死者の職業・身分、享年、親族の名、死亡日と埋葬日が記録されているが、死亡した場所や移出入の経緯などは書かれていない。この例では、最初の死者のケースで、地方執事の説教のような埋葬の際にあった特別なことについて記録されていることが注目される。なお、18世紀半ばから死因についても記録されることが普及した。これは人口表の導入と相前後しており、それとの関連が推測される。なお、死亡記録簿への記載は、死亡した場所や埋葬した場所にかかわらず、それまで教区簿冊に記録されている教区で行われた24。

b.家庭内試問記録簿(husförhörslängder)

教区簿冊といっても、前項で扱ったような出生(洗礼)・結婚・死亡(埋葬)を記録するものは、他のヨーロッパ諸国にも見られた。しかし、恐らくスウェーデン独自に発達した教区簿冊として、教理試問記録簿(förhörslängder)が挙げられる。教理試問制度は、宗教改革を背景として、教区住民が正しい宗教的基本知識を身につけているかどうかが重要視されたことに基づき実施された。1571年の教会条例(kyrkoordning)でもその規定が存在する。さらに、教理試問の結果を記録することの必要性が認識され、教理試問記録簿が生まれてくることとなる。とはいえ、教会法成立以前には、そうした記録簿はそれほど普及してはいなかった。教会法は、教理試問制度の規定を重要な要素としており、この制度は、それによってはじめて全国的に広まったのである²⁵。

元来、教理試問は、教会で日曜日や特定の祝日に行われていた。それとは別に、牧師が教区住民の日常生活のあり方をチェックするために家庭を訪問する習慣(hembesök)も存在した。しかし、18世紀初頭に国教会のあり方を批判する敬虔派(pietism)が台頭してくると、家庭訪問の際に教理試問が行われるようになり、正しい信仰が維持されているかどうかを確認することが主目的となるようになる。1726年の法令(konventikelplakatet)は、何より敬虔派を取り締まるために教会外での宗教的会合を禁じたものであったが、その中で牧師が各家庭を訪れて家族員のキリスト教知識を確認する家庭内試問(husförhör)の制度が定められたのである。これにより、教会での試問と家庭での教理試問が並立する状況となるが、次第に試問制度は後者に重点が移っていった。それ故、その記録簿も多くは家庭内試問記

²⁴ Ibid.,s.135,156-158.

²³ Ibid.,s.130,151-154.

²⁵ Ibid.,a.a.,s.67-71,173-174.

録簿として作成されることとなる26。

キリスト教徒として身につけるべき事柄として、まずABCブックに掲載された様々な祈祷(böner)の文句を暗記することが挙げられる。この次に子供たちが学ぶのが、ルターによる短い解説のついた小教理問答集(lilla katekesen)である。子供たちは、それを読め、理解していなければならなかった。ここまでが、聖餐式への出席の最低条件である。その上の段階として、ルターの教義を解説した教理問答集(spörsmålsbok)を読め、理解していることが成人の義務とされた。様々な教理問答集が出たが、前述のように、最終的に 1686 年に公的なテキストとして編纂され、全国の教区教会に配布され備え付けられたのが、スヴェビリウスの教理問答集(Swebilius katekes)であった。これは、315 の問いと答えからなっており、小教理問答集とその解説という性格を持ち、あらゆるキリスト教教育はこのテキストに準拠して行われるべきとされた。その他に、キリスト教徒として身につけておくべきことは、聖歌集の聖歌を歌えるということであった。聖歌集も、先に触れたように、1695 年に公的なテキストが定められた。こうして、ABCブック、教理問答集、聖歌集といったテキスト体系が整えられ、幼少時から段階的にそれを身につけていくことが期待されたのである27。

それ故、元来、教理試問は、成人(通常 15 才以上)を対象として正しい信仰あるいは知識を身につけているのかどうかがチェックすることを目的としていたのだが、家庭内試問では、その年齢に至らない子供も何がしかのキリスト教知識の習得を試されることもあった。また、家庭訪問の伝統を引き継いだことで、教区民の日常生活を監督する目的も併せもたれた。そのため、1726 年の法令では、教理試問への出席は、老若男女や主人も奉公人も問わないあらゆる国民の義務とされ、怠る者に対する厳しい罰則規定も定められた28。

こうしたABCブックにはじまるテキスト体系は、民衆における読書の伝統を形づくった。 教理試問の前日になると、人々は仕事をそっちのけで一生懸命教理問答集にむかっておさらいに励んだという。こうした教理問答制度の存在は、スウェーデンが、当時のヨーロッパでも異例なほどの高水準の識字率を誇ったことの背景として指摘される。識字率は、18世紀半ばには 50%であったが、18世紀末には 80%に達していたと言われる。こうした高水準の識字率は、18世紀後半には、手工業者や農民などの民衆層にまで及ぶ読書文化の広がりにつながっていった²⁹。

一方、人々は、教理試問の日には結婚式のように着飾り、それが終わると、解放感のためか、その家では客を招いて宴会(husförhörskallas)が行われた。民衆にとって、家庭内試

_

²⁶ Pleijel, H., a.a., s. 84-97.

²⁷ Johansson,Egil, "Kyrkan och undervisningen",i: *Sveriges kyrkohistoria.*Vol.4, Stockholm 2002.

²⁸ Pleijel, H., a.a., s. 96-97, 99; Lext, G., a.a., s. 174.

²⁹ Johansson, Egil, *The History of Literacy in Sweden in Comparion with Other Countries*, Umea 1977, pp.63-64; Jarrik, Arne, *Mot det moderna förnuftet*, Stockholm 1992, s.111-112.

問は、一種の祝祭の機会でもあった。こうした教理試問及びそれに続く宴会は、しばしば 外国人の旅行者にスウェーデンに特異な風習として強烈な印象を与え、その旅行記で取り 上げられることとなった³⁰。

このような教理試問記録簿の一種として、家庭内試問記録簿とは別に、聖餐式参加手続き 記録簿 (kommunionsböcker) が作成される場合も存在した。1735年の条例 (religionsstadgan)で、聖餐式(nattvard)を受けることを臨む者に対し、通常の家庭内試問とは別に教理試問を行うこととなった。聖餐式への出席は、キリスト教徒として身につけておくべきことをきちんとマスターしていなければ認められないことを徹底しようとしたのである。この教区簿冊は、そのような教理試問の結果を記録したものであった31。

家庭内試問記録簿は、付表に見るように、家(農場gárd)毎につけられ、奉公人、間借り人などを含む家族の成員それぞれについて教理試問の結果が記入された。項目としては、祈祷の文句を暗記しているかどうか、十戒・使徒信条・主の祈り・礼典といったルターの小教理問答集やその付録であるヒュースタヴラン(hustavlan)などのそれぞれの部分について読めるか、あるいは理解しているかが中心となった。教理試問で問われたのは、ABCブックや聖歌集ではなく、何より教理問答集をマスターしているかどうかであった32。

また、教区住民の日常生活のあり方がチェックされ、時には特記事項(tillfälliga anmärkning)の欄に、教区住民の暮らしぶりが記録されることも多かった。例えば、信仰や教会行事に無関心であるといった宗教生活の状況や、病気・障害といった健康状態に関する情報、夫婦の仲や子供の教育に配慮しているかどうかなど家族関係や日常生活の態度などである。健康状態に関する情報は、労働能力を有するかどうかという観点からも問題にされた33。

この他、18世紀半ば以降、年齢(出生日)出生地、出生教区、死亡、結婚、移出入の情報も合わせて記されることが広まってくる。それ故、出生記録簿、結婚記録簿、死亡記録簿、移出入記録簿と記録される情報が重複することとなった。1748年の各監督を通じて公布された指針書(föreskrifter)では、まずそれぞれの記録簿に必要な情報を記入し、その後で家庭内試問記録簿に書き記すべきとされている。また、家庭内試問記録簿で記載すべき対象が、教区住民全員であることが改めて強調された。こうして家庭内試問は、その際に家庭内試問記録簿を読み上げることによって、様々な教区簿冊の記載内容の正しさを確認する場となった。それと同時に、家庭内試問記録簿は、あらゆる教区簿冊の主要な情報が集

32 Ibid.,s.185,193-195.ヒュースタヴランとは、社会は教会身分、政治身分、経済身分からなるというルター派三身分学説に沿った章句を、聖書から抜粋したものであり、壁にかける宗教画の形を取った。17 世紀から 19 世紀半ばまで民衆に身分制秩序の規範を内面化させた手段として注目されている。ヒュースタブランについては、とりあえず、拙稿「スウェーデン近代と信仰復興運動」今関恒夫他著『教会 近代ヨーロッパの探求3』ミネルヴァ書房 2000 年,316-317 頁を参照。

12

³⁰ Pleijel, H., a.a., s. 98, 102.-103.

³¹ Lext, G., a.a., s. 197-201.

³³ Lext, G., a.a., s. 207-209.

められているという意味で教区簿冊の中核的な位置を占めることとなった。人頭税課税者 登録台帳の内容に過誤がないかをチェックする際に用いられたのも、軍隊の徴兵のために 利用されたのも、何より家庭内試問記録簿であった³⁴。人口表の作成の際に参照されたのも、 家庭内試問記録簿であったが、逆にその整備・拡充が 18 世紀半ばであることからして、それが人口表の作成と関連していたことが指摘されている³⁵。

後に付したエステルイェートランド(Östergötland)県のリルシルカ(Lillkyrka)教区の例 (付録4)は、このように年齢、出生地、出生教区等々と言った他の教区簿冊の記録が併記されることが徹底されていく前の過渡期の例であると思われる。例えば、子供には年齢が記録されているが、大人には記入されていない。時代を経ると、年齢や出生地などそれぞれの情報について欄が設けられるようになっていく。

c.移出入記録簿(flyttningslängder)

スウェーデンの教区簿冊におけるもう一つの重要なジャンルが、移出入記録簿である。 国教会は、国民すべてが規則的に聖餐式に出席することを重視した。ただし、先述したように、出席には教理問答をマスターしていることが前提であった。それ故、ある者が別の教区に移り、その教区で聖餐式に出席するために、前に住んでいた教区の牧師がその者のキリスト教知識を保証する証明書を発行するようになった。さらにこの証明書は、奉公人を雇う際に身元を証明する書類としても機能するようになる。こうして、教区間での人々の移動は、この信仰証明書(attest)のやり取りを媒介することとなり、それに伴い、移動も教区簿冊に記録されるようになった。というのも、課税の観点から見ても人々の教区間での移動はきちんと管理しておかなくてはならない事柄であり、教区簿冊は人頭税課税者記録台帳が正しいかどうかをチェックする役割を与えられていたので、この点からも教区簿冊で教区での人の出入りを把握している必要があったからである。こうして移出入記録簿が作成され始めた36。

とはいえ、この移出入記録簿をつけるべきことは、教会法によって定められたのであるが、少なからぬ教区牧師は信仰証明書を保管すれば必要ないと考えた。それ故、この教区簿冊は普及するのが遅れ、導入されても記録の状況は、他の教区簿冊にもまして教区によってまちまちであったと指摘される。全国で一般的に作成されるようになるのは、19世紀になってからだと言われる³⁷。

多くの場合、移出と移入は別の台帳に記入され、名前、日時、どこの教区から来たのか (どこの教区へ移るのか)などの情報が記録された。この他、職業・身分や住所などの情 報が記録されることもあった。なお、信仰証明書には、後に付したノルシェーピングの例

_

³⁴ Ibid.,s.177-179.

³⁵ Nilsdotter Lueb, U., a.a.s.4.

³⁶ Lext, G., s. 242-244, 264.

³⁷ Lext, G., a.a., s. 271-272; Nilsdotter Jeub, U., a.a., s. 22.

(付録5)に見るように、これに加えて本人のキリスト教知識、生活態度なども記入されていた³⁸。

以上のように見てみると、スウェーデン教区簿冊の歴史的史料としての特質として、先述したように、単に人口のうちでカヴァーする割合が高かったことのみならず、情報が比較的正確であったと推測されることが挙げられるであろう。というのも、牧師がそれぞれの家庭に毎年訪問する家庭内試問を通じて、教区簿冊の内容をチェックしていたからである。さらに、教区からの移出入の情報が記録されていること、家庭内試問記録簿において世帯(家族)ごとに様々な情報がまとめられていることも指摘できるであろう。これらの点は、スウェーデンの教区簿冊が、歴史人口学の史料として注目すべき存在であることを示していると思われる。英仏の歴史人口学で家族復元法が発達したのは、それらの国の教区簿冊にこうした特質が見られなかったためだとも考えられるのである39。

これらの特質は、一つには、教区牧師が住民の家庭内まで入り込み、そのキリスト教の知識や日常の生活態度を把握しようとしていたことに起因すると考えられる。そのようなコントロールが可能であったのは、教区牧師が単なる国家権力の手先ではなく、常に教区住民の傍らにあって、地域の殆どただ一人の知識人として、精神生活のみでなく日常生活のあらゆる局面で住民に対して指導的な役割を果たし、パターナルな権威を発揮していたためであると思われる。むきだしの国家権力の場合に比して、日常生活への介入に対する教区住民の反発は小さかったのではないだろうか。この点でも、国家と教会の協力関係は歴史的に大きな役割を果たしていたと想像される40。

_

³⁸ Lext, G., a.a., s. 257-266, 272-273.

³⁹ Kälvemark, Ann-Sofie, "Metodisk aspekter på svenskt historiskt-demografiskt källmaterial", i: Norman, Hans red., Demografisk-historisk forskinig i Uppsala. Meddelande från familjehistoriska projektet 2. Uppsala 1980. 英仏における教区簿冊と そのデータに基づく家族復元法については、安元稔著『イギリスの人口と経済発展』ミネ ルヴァ書房 1980年,第1章及び第2章; P. グベール『歴史人口学序説』岩波書店 1992年, 特に訳者(藤田苑子)による解説を参照。スウェーデンの教区簿冊の現物は、全国を 10 に地 域的に区分してそれぞれの拠点となっている8つの地方文書館(landsarkiv)と2つの市文 書館(stadsarkiv)に保管されている。しかし、およそ 1895 年までの全国の教区簿冊はマイ クロフィッシュ化され、国立文書館のアーニンゲ(Arninge)支所で閲覧することが出来る。 なお、19世紀を中心として一部の地域(62教区)の教区簿冊については、ウメオー大学で データベース化されている(Demografiska Databasen vid Umea universitet)。データベー スについては、Nilsdotter Jeub, Ulla, Parish Records. 19th Century Ecclesiastical Registers. Umea 1993 を参照。なお、そのようなデータベースを利用した研究として、佐 藤睦朗氏の一連の研究「19 世紀東スウェーデンの地主大農場における農民・トルパレ世帯 」 『北欧史研究』第13号 2000年;「フェーダ教区における原初村落 1789~1843年」『経済 貿易研究研究所年報(神奈川大学)』No.28,2002年;「フェーダ教区の家庭内試問記録簿に おける社会階層名: 1788~1896年」『商経論叢(神奈川大学)』38-4,2003年などを参照。 40 とはいえ、そうした牧師による強力なコントロールも絶対であったわけではないことは 留意されるべきである。教区住民は、教会法による罰則があったとはいえ、聖餐式や家庭

3.人口表

(1) 歴史的背景

18 世紀に入って、北方戦争での敗北により、「大国時代(stormaktstiden)」は終焉した。スウェーデンは、長期にわたる戦争によって、膨大な人的資源や広大な領土を失った。さらに、荒廃した国土に疫病の流行が追い討ちをかけた。それ故、「自由の時代(frihetstiden)」を迎えたスウェーデンは、縮小した領土における限られた資源を前提として、国家の再建を図らねばならなかった。そうした中で、人口に対する関心は高まり、人口は国富の源泉であるといった議論が展開した。こうして、限りある人口を有効に活用して国家再建を軌道に乗せるために、人口の現状を正確に把握する必要性が強く認識されることとなった41。それ故、「自由の時代」が始まってまもなく、議会では全国の人口を集計することが度々提案された。その際には、教区簿冊が貴重な資料になりうる存在として注目された42。

しかし、当初は、いずれもが実施に移されなかった。とはいえ、1730 年代に入ると、様々な方向から先駆的な試みが実際になされていく。例えば、1734 年に、議会で、県知事に毎年それぞれ管轄している県の人口についての状況を報告する義務が課せられることとなった。しかし、この時に報告が義務づけられたのは、人口のみでなく、産業の状況なども含まれ、人口の情報に特別な力点が置かれたわけではなかった。また、県知事は、必ずしも期待されたように熱意を持って職務を遂行しようとはしなかったし、遂行しようにも、まず教会の協力を得て体系的に人口データを収集するシステムを構築することに着手しなければならなかった。彼らにとって、それが非常に困難な課題であったことは間違いない43。

同じく 1734 年にリンシェーピング(Linköping)監督管区では、監督ベンセリウス(Erik Benzelius)によって教区簿冊に基づき、1721 年から 1730 年の管区内の出生および死亡についての統計を集計する作業が行われた。教会内部で、その組織を利用した体系的な統計データ収集が試みられたのである。彼は、その経験に基づき、統計を全国規模に拡大することを構想する。しかし、この試みが直ちに広く社会的に注目されることはなかった44。

内試問を時にはサボったのであった。18世紀後半ともなると、とりわけ都市では中上層(貴族や商工業者など)を中心に教会離れが顕著になった。他方では、国教会の信仰のあり方に反発して広範な民衆層を担い手とした信仰復興運動(väckelserörelser)が生成してくることとなる。教区牧師による統制が万全なものではなかったことについては、

Aronson,Peter,"Mentalitet, norm, verklighet – Hustavlan i lokalsamhället", i: *Hilding Pleijel symposium.* Lund 1993 を、18 世紀のストックホルムにおける世俗化については、Bergfeldt,Börje, *Den teokratiska statens död. Sekularisering och civilisering i 1700-talets Stockholm.* Stockholm 1997 を、信仰復興運動については、前掲拙稿「スウェーデン近代と信仰復興運動」を参照。

- ⁴¹ Hjelt, A., a.a., förord.
- 42 Ibid.,s.6-7.
- 43 Wannerdt, A., a.a., s. 14.
- 44 Hjelt, A., a.a., s. 8-9; Wannerdt, A., a.a., s. 14.

1737 年には、疫病の流行を背景として、議会に対策を講じるための保健委員会 (Sundhetskommissionen)が設置された。この委員会は、早速、死亡や病気についての全国を対象とした統計の作成を提案した。それは、教区牧師が 4 年ごとに担当教区のデータを収集し、それを県知事が集計し、政府に提出するというものであった。1738 年には、この案に基づき、議会は、県知事が毎年初めに前年の統計を報告することを決定した。その結果、どうにか 1737 年の統計は集められた。しかし、データを収集するための統一した書式 (formulär)や明確な手引書もなく、現場での教区牧師による作業に混乱が見られた。さらに、教区牧師は、こうした「余計な」負担を何とか免れようとした。そのような事情も重なって基礎となるデータの作成は、不正確かつ不十分であると同時に、しばしば滞った。けれども、保健委員会による統計収集の努力は、その後も続けられることとなる45。

しかし、まもなく事態は新しい局面を迎えた。転機となったのは、1739年に王立科学アカデミー(Kungliga Svenska Vetenskaps Akademien)の設立である。この団体は、自然科学研究を促進し、その成果をスウェーデンの経済発展に役立てることを目的とし、当時の重商主義思想を背景に設立された。そこでは、農業のみならず工業(マニュファクチャー)のための労働力不足が問題とされ、早くから人口に関する様々な議論が展開された。例えば、社会的混乱が続くスウェーデンからの移出民の存在が注目された。また、西欧諸国における政治算術の学説や人口統計の実践も盛んに紹介された。イギリスの、グラント(J.Graunt)やペティ(W.Petty)の著作、ハレー(E.Halley)の死亡率統計の試み、オランダのケルスボーム(W.Kersseboom)の西フリースランドの人口研究、中でもドイツのジュースミルヒ(J.P.Süssmilch)の研究は関心を集めた46。

それ故、アカデミーは、設立当初から教区簿冊を用いてスウェーデンの人口についての情報を集めようとした。1744年に数学者ペール・エルヴィウス(Pehr Elvius)がアカデミーの幹事(sekreterare)となると、その動きは活発となる。彼は、アカデミーの紀要(Kungliga Svenska Vetenskapsakadmiens Handlingar)などで人口統計についての研究を精力的に発表した。例えば、1694年から 1743年のウプサラの教区簿冊を利用し、出生率の長期的動向を明らかとし、さらに出生率を男女で比較した。また、出生の統計も年齢別の死亡者の統計もそろっているファールン(Falun)の統計を利用し、政治算術の技法を用いてそこから全国の人口を推計した。このような業績を重ねる一方、彼は全国を対象とした人口統計を整備する必要を議会に訴えた47。

一方、議会では、フォン・ランティングスハウセン(J.K.von Lantingshausen)が全国を対象とした正確な人口統計の必要性を主張していた。彼は、フランスの軍隊にいた経験を持

⁴⁵ Hjelt, A., a.a., s. 10-13.

⁴⁶ Hjelt,A.,a.a.,s.15-16; Arosenius,E.,a.a.,s.29-30. 科学アカデミーについては、Lindroth, Sten, *Kungl.Svenska Vetenskapsakademiens historia.* Del1:1, Stockholm 1967 を参照。
⁴⁷ エルヴィウスについては、Grönlund,Oto,"Pehr Elvius och befolkningsstatistiken åren 1744-1749", i:*Statsvetenskaplig Tidskrift* 1949 を参照。

ち、そこでイギリスやオランダの人口統計についての知識を得たと言われている。農業やそのほかの産業、さらには国家の防衛にとっても人口統計が不可欠であるのに、県知事の報告書など現行のスウェーデンの人口統計が著しく不備であることを指摘し、1746年、議会に人口表作成局(Tabellverket)の設立を提案した。審議では、エルヴィウスなど科学アカデミーの協力を得て人口表の具体案がまとめられていった。その結果、1748年に人口表作成局の設立が決議され、翌年から活動を開始することとなった。その際に人口表は、県知事の報告書や保健委員会の統計以来の課題を引き継ぎ、課税や行政のみでなく、経済政策や保健・衛生のための諸方策にとっても重要な資料であると位置づけられた48。

後述するように、実際に統計作業を担うこととなったのが、49年のエルヴィウスの死後アカデミー幹事の役職を引き継いだペール・ヴァルゲンティン(Pehr Wargentin)を中心とする科学アカデミー3人のメンバーであった。具体的な構想を提供し、実際の集計作業を担う科学アカデミーの存在と、議会でのフォン・ランティングスハウセンを中心とした勢力の活発な働きかけがあいまって、人口表作成の実現に至ったと言えよう。

こうして、人口表作成局は、北方戦争敗北後の国家の再建が模索されていく中で、重商主義思想の展開を背景として設立された。人口は国富の源泉とされ、人口を増加させると共に、国富の増進のために合理的に再配分することが全体としての課題となったのである。そして、人口表による人口把握は、そのための不可欠な前提条件として位置づけられた。また、人口に対する把握は、植物や動物に関するのと同様に「表」を作ることを通じて行われた。重商主義思想の下で、観察し、分類し、記録するという自然科学の技法が社会把握の方法に用いられることとなったのである。このように社会は、自然と同様に、分類され、把握され、さらには計画されコントロールされる客体として見なされるようになった。それを端的に示すのが、人口表の作成であったと考えられる49。

(2)人口表の作成

人口表作成局は、官房府(kanslikollegium)に所属する一部署であった。組織は、官房府顧問官(kanslirad)のカールソン(Edvard Carleson)をキャップとし、実質的に作業を担う3人の助手(adjungerade)からなっていた50。即ち、ルーデンショルド(Ulrik Rudenschiöld)、

⁴⁸ Hjelt,A.,a.a.,s.28-38. [付録 8]の人口表第 3 表注意書き も参照。

⁴⁹ ベロニウスは、人口表の作成を、人口の客体化を示すと共に近代の権力技術の生成を表すものとして評価している。Beronius,M.,Bidrag till de sociala undersöknings historia-eller till den vetenskapligjorda moralens geneologi.Stockholm 1994, s.33,67-68. 古典主義のエピステーメの特質として表象を「表(tableau)」として把握することについては、M.フーコー『言葉と物』新潮社 1974年,90-92 頁を、人口を統治と科学の結節点としてフランスにおける近代国民国家の形成を論じたものとして、坂上孝『近代的統治の誕生』岩波書店 1999年,第1章を参照。人口表作成をめぐる思想的背景については、別の機会に詳しく検討するつもりである。

⁵⁰ 官房府は、中世において国王の名で発給される文書を扱う尚書官(kansler)に起源を持つ。 「自由の時代」では、王国参事会の下にあって、財政・軍事以外の内外政を統括する行政

ファゴット(Jacob Fagott)そしてヴァルゲンティンである。ヴァルゲンティンは、元来天文学者であり、木星の軌道計算に関する業績で国際的に知られていた。また、科学アカデミーの幹事を本務としていた。その他の助手も、それぞれ本職を持っており、人口表の作成は、原則として無給の仕事であった。作業は、このような恵まれない環境の中でヴァルゲンティン等の献身的な取り組みによって進められることとなる51。

人口表は、当時のスウェーデンの領土、即ち、おおよそ現在のスウェーデン、フィンランドに当たる地域とスウェーデン領ポンメルンを対象としていた。また、人口表は、主要な3つの表と第3表に付随したいくつかの小さな表からなっていた。3つの表とは、出生(洗礼)・結婚・死亡(埋葬)を扱った第1表、性別・年齢別に死因を分類した第2表、男女別に身分・職業を分類した第3表である。その詳細は、後述することとする。

人口表の作成は、基本的に以下の手順にそって行われることとなっていた。まず、教区牧師あるいは上級牧師(pastor)が全国一律の印刷された表を手渡され、それに各教区の数値を埋めていくことによって基礎データを完成させる。その際には、家庭内試問記録簿を参照することが求められた。人口の数値はその年の年末の状況が記入されるべきとされた。彼らは、それを2月中に地方執事(prosten)に送り、地方執事がそれぞれ担当する地域内の教区を集計した人口表を作成する。さらに地方執事は、同月中に作成した人口表を監督に提出する。監督は、それを集計して監督管区レベルの人口表を作成すると同時に、監督管区内の地域が属するそれぞれの県別にデータを集計しなおして、各県知事にそれを提出する。そこで、県レベルの人口表が作られる。これが4月に官房府に提出され、人口表作成局の下で集計されて、全国レベルの人口表が完成することとなる52。即ち、教会組織において、その末端である教区から、地方執事管区、監督管区と各レベルで順次データが集められ、行政組織の単位である県レベルに集計しなおされてから、それに基づいて全国レベルの数値が求められたわけである。

機関となっていた。Helritz,N.,a.a.,s.173.

[「]Managerity And Park Peter Wargentin als of the State o

Statistiker: Helsingfors 1919; Nordenmark,N.V.E., Pehr Wilhelm Wargentin. Stockholm 1939; Grölund,Otto, Pehr Wargenting och befolkningsstatistiken. Stockholm 1946; Hofsten,Erland och Statistiska Centralbyrån, Pehr Wargentin, den svenska statistikens fader: Stockholm 1983. ルーデンショルドは、商務院(kommerskollegium)の副院長 (assessor)で、技術や産業(例えば林業)についての調査・研究で知られており、言語に対する関心も高かった。ファゴットは、測量院(Landtmäterikontoret)の技師で、初期のエンクロージャーの推進者として有名である。Lindroth,Sten,

a.a.,s.41-42,318,371-372,755-769.ファゴットは、スウェーデンにおける政治算術学派の一人にも数えられている。Johannisson,Karin, *Det mätbara samhället.Statistik och samhällsdröm i 1700-talets Europa*.Stockholm 1988,s.141-148.

⁵² Aspund,L.,a.a.,s.158.1749 年の人口表では、基礎データの作成は、教区牧師か上級牧師、さらに第3表の注意書きにみるように、都市では市参事が関与してもよいこととなっていた。しかし、1793 年よりは、もっぱら教区牧師の任務とされるようになった。Lext,G.,a.a.,s.332-333.

このように、全国一律の表に基づき、各項目について下位の組織レベルから手渡された表の数値を合計すればよくしたことで、教区牧師を除けば各レベルでの作業は単純な集計のみとなった。また、多数の集計作業のステップを設けたことで作業の労力は一層軽減されるはずであった。まさに、第3表の注意書き (付録8)に見るように、「ただ小さな数を足し算できるような子供でも」出来る作業だと考えられたのである。

次に、人口表で実際にどのようなデータが集められたのかを見てみることとする。

a.第1表

第1表(付録6を参照)は、受洗者(döpte)数と埋葬者(begrafne)数及び婚姻関係に関する数字を月別に分類した動態人口を対象とする表である。通常センサスは、静態人口が主な対象となるのであるが、スウェーデンの人口表の場合、恐らく出生記録簿などを本来のジャンルとする教区簿冊に基づいていたため、このような動態人口統計が主要な部分を占めるに至ったと思われる。

受洗者は、非嫡出子(äkta)と非嫡出子(oäkta)に分けられ、さらに男女に区分され、それぞれの合計が計算された。但し書きに書かれているように、表の中で死産の数は加算されたが、細目としては扱われず、別記された。全国では、男 947 人、女 651 人、総計 1598 人であった。埋葬者は、10 才以下の子供、未婚者(年少者その他)、既婚者と三つに区分され、それらの合計が求められた。婚姻に関しては、夫婦どちらかの死亡によって婚姻が解消した件数と結婚件数が扱われた。牧師は、適用(bruk)に見るように、教区内で洗礼・結婚・死亡があった時に表のマス目に線を引いておき、年末に、月毎あるいはその年全体の線の数を合計することとなっていた。

しかし、表の分類には不明確なことが存在した。例えば、教区牧師は、受洗者に関して、12月に生まれて1月に洗礼を受けた者の場合、どちらの年に記入するかどうか迷った。また、埋葬者については、寡婦や寡夫の項目がなく、それらをどこに分類するかが問題となったといわれる53。

b.第2表

第2表(付録7を参照)は、死亡者を、年齢・男女別に死因を分類した表である。年齢は、1才未満、1才から3才、3才から5才、5才から10才、以下90才まで5才ずつ、最後に90才以上という21の年齢グループに分けられた。死因は、1)天然痘・はしか(käpporoch mässling)、2)肺病・肺疾患(bröstsjuka och lungsot)、3)肺炎(håll och styng)、4)熱病・しょう紅熱(hetsig sjukdom och brännsjuka)、5)チフス・感染症(fläckfeber och smittosam sjuka)、6)ペスト(pästen)、7)胃痛・疝痛(mage- och bokref)、8)赤痢(rödsot)、9)黄疸(gulsot)、10)衰弱・意気消沈(tvinsot och mjältsjuka)、11)尿結石・腎結石(sten- och njurpassion)、

-

⁵³ Hjelt, A., a.a., s. 43; Wanerdt, A., a.a., s. 21.

12)肺出血(blodstörtning)、13)おこり(frása)、14)水腫(vattensot)、15)丹毒・足部痛風・壊血病(rosen,podager och skörbjugge)、16)壊疽・腫瘍(kallbrand och kräfvetan)、17)リウマチ・痛風(ledvärk och torrvärk)、18)動悸・喘息・突然死(slag,stickfluss och brädöd)、19)老衰・虚弱(álderdom och bräcklighet)、20)分娩・出産の負担(barnsbörd)、21)未知の子供の病気(okända barnsjuka)、22)百日咳(kikhosta)、23)乳母または母親が原因となった窒息(qvafde af ammor eller mödrar)、24)子殺し(barnemord)、25)殺人(mördade)、26)飢え・食中毒(af hunger och otjenlig spis)、27)水死(drunknade)、28)氷の下での死亡(omkomne under isen)、29)凍死(frusne till döds)、30)焼死(omkomne af oos)、31)自殺(sjelfmördade)、32)死刑(som lidit dödstraff)、33)事故死(döde af vädelige tillfällen)というように33に分類された。

この表の存在は、保健委員会の設立や調査に見られるような国民の健康状態に対する国家の関心を反映していると思われる。この表により、どのような死因が多いか、しかもどの年齢・性においてその死因が多いかを特定しうるのである。第2表そのものだけではなく、第1表の但し書きに見るように、死因となった病気がいつ流行したか、さらに事故の内容も別記することとなっていた。この病気については、恐らく疫病の流行が問題にされたと想像される。全体で見ると、2)結核や1)天然痘、21)未知の小児病などを原因とする死亡の数の多さが目立つ。また、年齢別死亡者数に関していえば、1才以下が最も多く、次第に年齢を経るにしたがって減少するが、15-20才を底として再び増加する傾向が見てとれる。実際、完成した人口表の中で特に注目されたのは、死亡率の高さであり、特に乳幼児の死亡率が大なることであったと言われる54。

他方、この33の死因の分類は、当時の医学の水準や病気に対する考え方を知るうえで興味深いと思われる。また、自殺や子殺し、乳母または母親が原因となった窒息死などなどの項目は、当時の民衆の生活・家族関係あるいはそこで何が問題となったかを窺える貴重な史料ともなりうるであろう55。

とはいえ、当時、農村では殆ど医師がいなかったのであり、しばしば牧師のみで死因を特定することは困難であった。また、その他という項目もなく、すべての死亡をたった 33 の分類に押し込めることにも無理があった。こうして多くの牧師は、基礎データをまとめるにあたって当惑を禁じえなかったのである56。

⁵⁴ Hennel, L., a.a., s. 121-122.

⁵⁵ 近年のスウェーデン社会史研究では、18 世紀における病気・自殺・殺人など様々なテーマが取り上げられている。それらにとって人口表は、分析に数量的基礎を与える重要な史料となっている。例えば、「文明化」という観点から母親の自殺・子殺しを論じたものとして、Jannson,Arne,"Mörda för att få dö", i: Jarrick,Arne & Söderberg,Johan,red., *Människovärdet och makten. Om det civiliseringsprocessen i Stockholm 1600-1850.*Stockholm 1994 がある。

⁵⁶ Hjelt, A., a.a., s. 43; Wannerdt, A., a.a., s. 21.

c.第3表

第3表(付録8を参照)は、静態人口を扱っており、メインとなる表に加えて3つの小さい表からなっていた。小表の一つは、第2表で分類したのと同様に21の年齢ゲループ別・男女別に人口を区分したもので、人口の年齢構造を明らかにしている。2番目の小表は婚姻関係を扱い、婚姻関係にある者とない者を2分し、後者を未婚、寡婦・寡夫、15才以上の未婚者、15才未満の子供と4つに区分し、それぞれについて男女別に分けている。

3番目の小表は、それ以外の表が現在人口をそれぞれの基準にしたがって分類しているのに対し、食卓共同体(matlag)の状況(omständigheter)を扱った表である。そこでは、1)兵士や貧民などを除いた都市の世帯(hushall)・食卓共同体数、2)都市のコーヒーハウスの軒数、3)都市の地下室を利用した居酒屋(källare)数、4)都市の居酒屋(krogar)数、5)農村の世帯・食卓共同体数、6)農村の旅籠(gästgifverier)の数、7)農村の居酒屋(krogar)数が調べられている。

食卓共同体への注目は、当時の国家が民衆の日常生活を把握する際の着眼点を示して興味深いものであると思われる。食事をする場所を通じて生活の場が把えられているのである。その際、居酒屋を問題にしたのは、国家は民衆文化の拠点としてそれに対するコントロールを意図していたことも想像される⁵⁷。第1表における私生児、第2表における子殺し・自殺・殺人等への注目と共に、この表をいわゆる道徳統計の萌芽とみなす見解も存在する⁵⁸。人口表が、保健・衛生に対する関心を含め、スウェーデンにおける人口の存在状況を様々な角度から把握しようとしていたことは留意されるべきであろう。

メインとなる表は、男女別に、人口を 32 の職業・身分 (61 細目)に分類した表である。 即ち、1a.騎士・貴族(ridderskap och adel)、b.15 才以上の若者(ungdom öfver 15år)、 c.15 才以下の子供(barn under 15år)

- 2.a 牧師・学者・教師(prästenskap,academie och scholastater)、b.15 才以上の若者 (ungdom öfver 15år)、c.15 才以下の子供(barn under 15år)
- 3.a.身分のある者とそれに相当する者(ständspersoner och theras väderlikar)、b.地域(県・郡)の行政・司法を担う官僚(fogder,länsman etc)、 c.15 才以上の若者 (ungdom öfver 15år)、d.15 才以下の子供(barn under 15år)
- 4.a.貴族を含む身分ある者に雇われた高位の者(standens hederligare betjänter)⁵⁹、 b.15 才以上の下僕及び奉公人(dite laquare och tjänstefolk öfver 15år)、c.15 オ

⁵⁷ ジャガイモ等を原料とする蒸留酒(Brännvin)の生産及びその飲酒に対する法的取締りは、 既に 18 世紀前半からしばしば試みられていた。Sundin,Jan, För Gud,staten och folket. Brott och rättskipning i Sverige 1600-1840. Lund 1992,s.383-386. 18 世紀に、病気などへ の取り組みから、国家が民衆の生活環境や日常生活の有り様に関心を持つようになったこ とについては、Beronius,M.,a.a.,s.44-45.

⁵⁸ Johannesson, K., a.a., s. 167.

⁵⁹ 例えば、農場監督者など管理する立場の者を指す。Carlsson,Sten, *Yrken och samhällsgrupper*, Uppsala 1968, s.47.

- 以下の者(dite under 15ar)
- 5.a.市参事(magistrat i städerne)、b.卸売商(grosseurer)、c.商人(krämare)⁶⁰、d.小売店主(hökare och småkrämare)、e.15 オ以上の店員(bodsvänner och ungdom öfver 15år)、f.15 オ以下の子供(barn under 15år)
- 6.a.マニュファクチャー主(fabriqueurer)、b.15 才以上の若者及び労働者(ungdom och arbetare öfver 15år)、c.15 才以下の子供(barn under 15år)
- 7.a.都市手工業者・手工業者(ämbets- och handtvärksfolk)、b.職人(gesäller)、c.15 才以上の徒弟(lärogossar öfver 15år)、d.15 才以下の者(dito under 15år)
- 8. 貧しい都市民・身分のある者に雇われている者[手工業者]・隠居(ringare borgerskap,förfvärvs- och fördelskarlar)
- 9.裁判所、国、教会、都市の官吏(rätters [statens,kyrko- och stads] betjänter)
- 10.a.都市に住む健康な間借り人(friskt inhyses folk i städerne)、b.病院に収容されていないが働けない間借り人(dito bräkligt dock ej hospitalshjon)
- 11.旅行者(及び外国人) (resande och främlingar)
- 12.水運業者・船乗り (skeppare och sjöfart folk)
- 13.a.手工業者・貧しい都市民・官吏の 15 才以上の子供(handtvärkares och ringare borgerskapets, samt betjänters barn öfver 15år)、b.15 才以下の者(dito under 15år)
- 14.a.すべての都市民及び雇われ人の15 才以上の奉公人(samtlige borgerskapets och betjänters tjänstefolk öfver 15år)、b.15 才以下の奉公人(dito under 15år)
- 15.農村における大小の農民(större och mindre seminanter på landet)
- 16.a.播種のための種をもつ小作人(tárpare med utsäde)、b.播種のための種を持たない小作人(tárpare utan utsäde)⁶¹
- 17.a.農村の健康な間借り人(friskt inhyses- och gatuhusfolk på landet)、b.働けない 農村の間借り人(dito bräkligt.dock ej almosehjon)⁶²
- 18.a.農村の手工業者・教区手工業者(gärningsman och socknehandtvärkare)、b.その他の農村の手工業者(andre handtvärkare på landet)⁶³

⁶⁰ 元来、ストックホルムの商人で、特にドイツからの移住者を意味した。ここでの意味は同様であるのかは不明である。Ibid.,s.86.

⁶¹ 播種のための種を持つか持たないかの区別に、経済史的にどのような意味があるのかは 不明である。

 $^{^{62}}$ この時期には、小屋住み(backstugsittare)と区別せずに使用されていたと言われる。それ故、ここでもそうしたカテゴリーも含んでいると思われる。Carlsson,S., a.a.,s.45.

⁶³ 当時のギルド制下でも、農村には一定の手工業の存在が許されていた。しかし、それは 殆ど仕立工、製靴工に限られていたという。18世紀になると、鍛冶工、レンガ積工、ガラ ス工なども許されるようになった。形態としては、教区が手工業者を抱える場合と、貴族 (大地主)ブルク(製鉄所)鉱山などで抱える場合があった。この18では前2者を、21 で後2者を扱っていると思われる。なお、18世紀半ばにはいわゆるプロト工業が展開しつ

- 19.騎兵・竜騎兵・兵士・水兵(ryttare och dragoner, soldater och batsman)
- 20.家持でない船乗り(健康な船乗りであるが、土地所有者ではない)(strandsittare och sjöfart frisks folk, dock ej hemmansbrukare)⁶⁴
- 21.a.鉱山での手工業者(handtvärkare vid bergvärken)、b.ブルク就業者(dito bruksfolk)
- 22.粉屋(mjölnare)
- 23.a.15 才以上の農村に住む平民の子供・奉公人(menige allmogens barn och tjänstefolk öfver 15år)、b.15 才以下の者(dito under 15)
- 24.貧しい牧師の未亡人(fattige prästänkor)
- 25.家を持たず解雇された老いた兵士(gammalt afkedat krigsfolk utan krigshus)
- 26.a.病院に実際に収容された者(värkeligen intagne i hospitaler)、b.貧民院に実際に 収容された者(värkligen intagne i fattighus)
- 27.a.病院にも貧民院にも収容されていない貧民(eländige utom hospitaler eller fattighus)、b.病院に収容されていない狂人・痴呆者(galne och ursinnige utom hospital)
- 28.神経障害や伝染病のため働けない者(bräklige af fallande sot och smittes sjukdom)
- 29.性的罪を犯した女性(lägrade qvinfolk)
- 30. 労役所収容者(rasp- och spinhusfolk)
- 31.城砦に拘禁されている終身受刑者(lifsfängar på fästningar och slätt)
- 32.異教徒(främmande religionsförvanter)

この32分類は基本的には4身分制に基づいたものであったと考えられる。1 が貴族身分、2 が聖職者身分、5・7 が市民(都市民)身分、15 が農民身分を代表するであろう。ただし、1b・1c や 5e・5 f のように、それぞれの身分の者に雇われている者やその子供がそれらの項目に加えられている場合も存在する。

四身分の外に、社会の最も下層として、生業を持たず、雇用関係の下にいない者のグループが存在する。例えば、10b・17b・24・25・26・27・28・30・31といった貧民や病人・

つあり、非公認の農村手工業者が多数現れたといわれる。aとbの区別は不明であり、ここでの数字がどこまでそうした状況を反映しているのかはわからない。Heckscher,Eli, Sveriges ekonomiska historia från Gustav Vasa. Del 2:1. Stockholm 1949, s.521-524; Hantverk i Sverige. Om bagare, kopparslagare, vagnmakare och 286 andra hantverksyrken. Stockholm 1996, s.28-29. スウェーデンにおけるプロト工業の展開については、拙稿「スウェーデンにおける工業化の起源をめぐって」『社会科学研究』(東京大学)第45巻第2号,1993年を参照。

⁶⁴ strandsittareは、特に沿岸部ボヒュースレーン(Bohuslän)に住む家を所有しない船乗りを指す。Carlsson,S.,a.a.,s.50.

障害者・罪人などが挙げられる。同様に職業・身分の外にある存在として、11 や 29・32 も挙げられる。10b・17b・28 などを除いて、彼らの多くは家族を持たず、何らかの施設に 収容されて社会に寄生している。彼らは、生産人口に対し非生産人口と言える。その点では、なるべく減少すべき存在であったと思われる。また、29・32 は非道徳的な存在で、社会的に見るとむしろ危険と見なされていた者たちであったと考えられる⁶⁵。

一方、四身分に分類しにくい中間的な階層が存在する。一つには、3のように、貴族ではないが、通常の市民や農民よりも社会的地位が高い層である。3の他、5a.b、6a、15の上層などの階層は、18世紀の末より「中間層(medelklass)」と呼ばれるようになるのであるが、既に3がここで別扱いとなっていることが注目される⁶⁶。

もう一つの中間的な階層として、財産を持つか否か、自らが経営主体であるか雇われて いるか、成人か否かが地位の上下を判断する基準になっていたとすると、通常の都市民や 農民と同格、あるいはそれより下位で上記のような職業についていない下層よりも上であ る多様な職業グループが存在している。例えば、都市に住む職業グループでは、6 は 5・7 といった通常の都市民と優劣の判断は難しい。9も雇われている者であるが、都市民に雇わ れているのではないし、公的な職務を持っている。それ故、すべての所属メンバーが5・7 よりも明確に下位にあるとは思えない。5・7よりも社会的地位は低く彼らに雇われた存在 として、不動産を所有する8や、不動産を所有しない10a、5・6・7・8・9の奉公人である 14 が位置づけられる。13 は恐らく都市民の子であるが、7・8・4 の子とされているのみで、 他の職業グループの子はどこに分類されるか不確かである(例えば、5 の商人の子)。主とし て農村あるいは都市以外に住む職業グループの中では、上記の基準から 15 の農民と一概に 優劣の判断がつかない地位にある者として、12・18・21・22 がある。19 の兵士の地位に も上下があるので、同様に判断が難しい。農民より明らかに下位にあるのは、土地を所有 せず農民に雇われている存在として 16、家さえも所有しない社会的地位が低い存在として 17a・20 である。すべてのこれらのグループに属する者の下で働く奉公人あるいは子供と して 23(都市における 13・14)もそこに含まれる。恐らく、10a や 17a の中には、雇用関係 の下にない者がいるとも考えられる。その点で、それらは、雇用関係に属さない社会の下 層との境界に位置していると言えるであろう。

この職業・身分による人口の分類は、当時の社会構成の状況についてのみならず、同時代のそれについての理解を知る上でも貴重な史料となりうると思われる。とはいえ、ここでもやはり分類の作業には、困難が生じた。まず、兼業していた場合、どこに分類すればよいのかわからないことがあった67。また、これらの32分類61細目では不充分で、あては

⁶⁵ 人口表の職業分類に、人口を生産力人口と非生産力人口(特に社会にとって負担しかなっていない貧民などのカテゴリー)に区分することへの関心の存在を指摘するものとして、Johannisson,K.,a.a.,s.167.

⁶⁶ 商工業の発展や官僚制の発達を背景に、四身分制社会の解体から生成してきた「中間層」については、とりあえず拙著『市民社会と労働者文化』木鐸社 1996 年, 第 1 章を参照。 67 Hjelt,A.,a.a.,s.43.

まらない職業が存在した。例えば、漁師や遍歴商人などの項目はないのである⁶⁸。さらに、分類項目の内容が不明確であるという問題も指摘しうる。例えば、23 の農村に住む平民 (allmogen)の子供の項目には、恐らく、15・16・18・19・21・22 の子供を含むと思われる。しかし、都市における 13 とも対応しているとすれば、17 や 20 の子供もここで扱われることとなるのだが、それでよいのかどうかは不明である。

(3)人口表の実際

人口表の基礎データは、教区住民について知悉する教区牧師が、従来記録していた教区 簿冊を利用して簡単に獲得でき、それ以後の集計作業は、教会組織を利用した分権的・多 層的なシステムによって子供でも出来るものに単純化しうるはずであった。恐らくこれら の作業は、比較的容易でとどこおりなく進められると予想されたと思われる。しかし、教 区レベルの作業では、教区簿冊の数字をそのまま写せばよいものではなく、教区牧師にと りそれは出来れば避けたい厄介なことに他ならなかった。例えば、第2表の死因は従来記 録されてきたものではなかった。第3表については、年齢別人口の集計、身分・職業別の 分類・集計、世帯・食卓共同体の分類など、一部の情報は既に扱っていたとしても、殆ど の情報は新たに収集あるいは分類しなければならない場合が多かった。逆に人口表の導入 により、教区簿冊が扱う情報が増加したことも指摘しうる。

また、それまでの経験から印刷された全国一律の書式が定められたので、その面でも基礎データの作成は円滑に進むはずであった。しかし、以上に見たように、データの分類の仕方・項目立てに様々な問題があり、多くの教区牧師は数値を表に記入する際に当惑を禁じえなかった。例えば、第2表では、たった33の死因ですべての死亡を分類できなかったのであり、牧師による死因の判定能力には限界があった。第3表の職業・身分による分類でも、牧師が頭を抱える場合が多かったのである。

こうして 1749 年の人口表については、教区レベルでの作業の遅れが各レベルに及び、最終的に全国レベルの表が完成したのは 1756 年のこととなった。また、議会で聖職者身分はその煩雑な作業に激しく不満を訴えた。それ故、当初毎年作成される予定であったが、特に教区牧師にとって煩雑だと思われた第3表は、1752 年から3年毎に、1775 年からは5年毎の作成に改められた⁶⁹。

分類の問題に関しても、聖職者身分は議会において強く不満を訴え、書式の改善を求めた。こうして人口表の書式は、修正や追加が積み重ねられ、1773年、1792年、1802年、1805年と改版されていくこととなる。それにより、死因や職業・身分による分類はより詳細になっていった。例えば、1802年から事故死の表が別にでき、様々な事故原因による分

⁶⁸ Heckscher, Eli, "Sveriges befolkning från det stora nordiska krigets slut till tabellverkets början(1720-1750)", i: Dens., *Ekonomisk-hstoriska studier*. Stockholm 1936, s. 257.

⁶⁹ Asplund, L., a.a., s. 159.

類が始まった。また、1805年から職業・身分分類の表は都市と農村の2本立てとなった70。

さらに、分類の基準を明確にするために、1777年には死因の分類についての手引書が配布された。また、職業・身分の分類についても、幾度か説明書や手引きが出されることとなる。しかし、死因については、分類を詳細にしたことも、説明を詳しくしても問題の根本的な解決にはつながらず、結局 1831年に、基本的に人口表から死因の統計は、保健委員会が統括する別の統計に移されることなり、教区牧師の手を離れることとなった71。

単なる作業の遅延ばかりでなく、誤差の大きさも人口表の大きな問題点であった。例えば、第3表で見ると、年齢別では2082005人、結婚をめぐる分類では2124662人、身分・職業別分類では2079442人と、総人口の集計にズレがあった。こうした誤差を生じさせた要因として、先に述べた分類の不明確さがあるであろう。さらに、統計データが正確であるかどうかを有効にチェックする機構をもたない状況においては、分権的・多層的な集計システムが、ミスを増幅することにつながったことが考えられる。しかも、教会の地域区分と行政の区分は一致しておらず、監督管区レベルから県レベルに計算しなおす作業は煩雑であり、その面でも誤りが生じえた。そのためその後、集計システムは見直され、1779年からは、地方執事管区から直接中央にデータが送られることとなり、人口表作成局で県別の集計も行われるようになった72。

なお、収集された全国レベルの統計データは、原則として政府のみが把握する情報とされ、議会にも公表されなかった。とりわけ総人口の数値は外部に知られてはならない極秘事項とされた。しかし、集計作業に関わったヴァルゲンティンは、自己の人口統計研究にそうしたデータを許される限りにおいて利用し、成果をアカデミーの紀要で発表したのであった。また、1766年に出版の自由(tryckfrihet)が憲法で定められたことに関連して、人口統計の公刊が問題とされた。しかし、まもなく1772年にグスタフ3世(Gustav)のクーデターにより啓蒙絶対王政が開始されるようになると、議論は立ち消えとなった。人口統計を含め、政府統計の規則的な公刊は、1809年の政変により啓蒙絶対王政が倒れた後に実現することとなる73。

.

⁷⁰ Lext,G.,a.a.,s.327,329-331. 改訂では、単に分類が詳細になっただけではなく、新しい情報も集められるようになった。例えば、1773 年から出産した母親の年齢や教区における過去5年の移出入数などが記入された。Wannerdt,A.,a.a.,s.23.

⁷¹ Wicksell, S., a.a., s. 6.

⁷² Aspund, L., a.a., s. 161. 第3表の職業・身分別人口の表については、若干の統計の欠落が指摘されている。いくつかの教区・都市の統計がないまま合計されているのである。

Fritzell, Yngve, "Yrkesfördelningen 1753-1805 enligt Tavellverket : de särskilda städerna", i: *Statistiska Tidskrift* 1983:4, s.280.

⁷³ Hjelt,A.,a.a.,s.57-59. 1766 年の「出版の自由」とその経緯については、Vegesack,Thomas von, *Smak för frihet.Opinionsbildningen i Sverige 1755-1830.* Stockholm1995, s.11-60 を参照。1809 年における再度の「出版の自由」の実現と統計の公刊が、市民的公共性の展開とあいまって、同時期の西欧諸国と同様にスウェーデンにおいても「印刷された数字の洪水」「統計的熱狂」を招いたことについては、Höjer,Henrik, *Svenska siffror. Nationell integration och identifikation genom statistik 1800-1870.* Stockholm 2001,Kap.2,3 を見

また、人口表の統計は、正確さの点で多くの問題を抱えていたが、歴史上最も早い全数調査であることは否定でない。全人口を一律の基準の下に分類しようとした点も評価されるべきであろう。それ故、同時代においても高く評価され、国際的にも広く注目された。例えば、ヴァルゲンティンは、ジュースミルヒやシュレーツァー(August v.Schlözer)と親交があり、彼らを介してその業績が紹介され、諸外国の人口統計・統計学に大きな影響を及ぼした。また、科学アカデミーの紀要に掲載された人口関係の論文は、ゲッチンゲンのケストナー(Abraham Gotthelf Kästner)によって独訳された。ジュースミルヒは、『神の秩序(Das gottliche Ordnung in denen Veränderungen des menschlichen Geselechts)』の初版で人口統計に教区簿冊を利用することの重要性を指摘していたが、第二版(1761-62)ではそうした提起を実践したのがスウェーデンであると位置づけ、人口表作成局の活動を高く評価したといわれる74。このような国際的な相互影響の実態については、今後より具体的に探求すべき課題になると考える。

一方、人口表作成局は、官房府の一部署に過ぎず、他に本職を持つ無給のいわばボランティアに担われていたのであり、統計収集のあり方についても裁量はなく、ただ単にデータを集計することを任務とした存在であった。しかし、1756年に、勅令により人口統計収集の計画・実施を任された常設の委員会として人口表作成委員会(Tabellkommisssionen)が設立されることとなり、人口表作成局はこの下に属することとなった。それに伴い、スタッフには賞与(arvode)が与えられ、官房府に対して自律性を高めた。通常、この人口表作成委員会が、スウェーデンあるいは世界で最初の統計を目的とした官庁であるとされている75。

4. おわりに

以上のように、1749年からの人口表の作成は、何より国教会の組織を前提としていた。 基礎データを収集するのは、主として教区住民を日常から良く知る教区牧師であった。キリスト教知識のみならず、日常の生活態度もチェックする家庭内試問の制度は、牧師による教区住民の把握を強化した。さらに、牧師は、教区住民に関する様々な情報を教区簿冊に記録していた。例えば、出生・洗礼、結婚、死亡・埋葬、教区からの移出入、キリスト教知識、生活態度、職業・身分等々である。人口表は、こうして蓄積された情報を一定の書式の下に整理し、教会のピラミッド状の組織にそって各レベルで集計を重ねることにより、全国レベルでの人口情報を獲得しようとしたものであった。これらの教会組織や制度は、宗教改革を行ったグスタフ・ヴァサ以来の国家建設の中で、王権による権力の集中と

ょ。

⁷⁴ Hjelt,Aug., a.a.,s.61-62; Sjöström,Olle, *Svensk statistikhistoria*, Lund 2002, s.50-51. 教区レベルのものを含めて各レベルの人口表の残存する現物は、国立文書館アーニンゲ支所に所蔵されている。それらはまたマイクロフィッシュ化されており、それも同支所で閲覧できる。

⁷⁵ Wicksell, S., a.a., s. 5; Hjelt, A., s. 55; Lext, G., a.a., s. 322-323.

結びついて整備されていったものであった。とりわけスウェーデンの大国化は、徴税や徴 兵の必要もあって統治組織の一環としての教会組織の拡充を促した。

国教会の組織が人口表成立の物理的な前提であったとすれば、北方戦争以後の社会的状況及び「自由の時代」における重商主義思想の展開が、その社会的・思想的背景をなした。スウェーデンは、戦争で広大な領土や人口を失い、国土を疲弊させていた。もはやバルト帝国ではなくなり、限られた領土に残された資源で新たな発展の方向性を模索しなければならなかった。その中で最も重視された資源の一つが人口であり、人口の把握がスウェーデンを再生させ新たな発展をもたらすための諸政策にとって基本的前提であると考えられたのである。

とはいえ、このように人口表は、既存の国教会組織を利用し、家庭内教理試問など教区 牧師の従来の任務を活用しようとしたものであったが、教区牧師にとっては負担の増大を 意味した。例えば、従来の教区簿冊で記録していなかったような情報が求められた。しば しば指摘されるように、人口表は単純に教区簿冊のデータを移しなおしたものではなかっ たことは留意されるべきである⁷⁶。そのこともあって、教区牧師の不満は強く、先に触れた ように、書式の修正が行われ、第3表の作成間隔は毎年から3年、5年と延長されていった と考えられる。また、これまで指摘してきたように、項目の分類に様々な問題があって誤 差が生じやすく、多層的な集計システムはそうした誤差を拡大することにつながったと想 像される。人口表は人口統計としては正確さに大きな問題を抱えていたのである。

しかし、このように数々の難点を抱えていたが、その後のスウェーデンにおける人口統計の歴史的展開を見ると、教会が基礎データを収集し、それに基づいて全国の人口を集計するという方式が長く続くこととなる。言い換えれば、日本の国勢調査のようなアンケート方式(自計式)はスウェーデンにおいて定着しなかったのであり、教区簿冊が課税統計と並び、人口統計調査の基礎部分を担うことが続いたのである。最終的に教会が人口統計業務を完全に地域の税務部局に移譲するのは、1991年のことであった77。このことに関して、とりあえず、以下の点を指摘しておきたい。

第一に、国教会制度の下で、国民すべてが国教会に属することが義務づけられる中で、元来、教区簿冊による人口の捕捉率が高かったことである。さらに、家庭内試問などに見るように、牧師の教区住民に対するコントロールも強力であり、統計上の一定の正確さも期待できた。他国では、18世紀末から19世紀初めにかけて、社会変動の中で教区簿冊の統計的資料としての限界がますます顕在化する一方、世俗の官僚組織に基づく近代的な統計

⁷⁶ 例えば、C.M.チポッラ『経済史への招待』国文社, 2001 年, 199 頁。

⁷⁷ Andersson,K-G.,a.a.,s.48. ただし、スウェーデンの二大都市ストックホルムとイェーテボリィ(Göteborg)は例外である。ストックホルムでは、1876 年から教会での住民登録 (bokföring)を補助するものとして世俗の官庁による住民登録(civil folkbokföring)が導入され、特に住民の移出入の管理をするようになった。イェーテボリィでも、1883 年から同様に世俗の住民登録が開始された。Ibid.,s.38-39; Högberg,W.,a.a.,s.40-41.

制度が成立してくる⁷⁸。こうした状況は同時期のスウェーデンには見られなかったと思われる。これまでに指摘したように、基本的な枠組みは維持されながら、人口表の書式と統計収集システムには改善が重ねられていった。その後、19世紀に入り、自由教会運動の勃興や社会の世俗化・教会離れが進んでくると、最終的に 1894 年に宗教・国籍にかかわらず全教区住民は教会に登録すべきこと(kyrkskrivnig)が定められたように、その対象を国教会信徒以外にも拡大していった⁷⁹。

このことは第二に、教会が行う人口調査が、教会という制度の枠内であっても実質的に世俗化していったことを意味する。例えば、家庭内教理試問の制度は19世紀半ば以降には廃れていった。そのため、家庭内試問記録簿は1894年には教区記録簿(församlingsböcker)に名を改め、記録する情報も、出生や結婚・死亡、移動などが中心となっていった80。

第三に、19世紀半ばに国家の統計制度は大きく改革され、1858年には、人口表作成委員会は廃止され、中央統計局(Statistiska centralbyra)が設立された。その際に、ベルギーの国勢調査をモデルとして、自計式を人口統計調査に導入することが検討された。しかし、結局はそれがスウェーデンの状況に相応しくないと結論された。従来の教区簿冊に基づく制度を改善することで十分やっていけるのであり、新たなシステム導入はむしろコストがかかるものと判断されたのである81。1853年に初めて国際統計会議が開催されたように、スウェーデンも当時統計の国際化の動きを免れてはいなかった。この時期の一連の改革は、まさにそうした国際化への適応であったともいえる82。しかし、人口表の作成は既に1世紀を経ており、その制度の下で時代状況に対応していく経験を積んできたのである。このころまでに教区簿冊に基づく人口統計という制度は、スウェーデン社会にしっかりと根づいていたと言えよう。

第四に、1862年にいわゆるコミューン改革が行われた。教区は行政の担い手としての地位を新たな地方自治の単位としてのコミューンに奪われ、宗教や教育などの役割に特化することとなった。いわば、地方行政の世俗化が行われたのであるが、この時も、人口統計業務は、教区教会の下に残った。この事実も、教区簿冊を基礎にするスウェーデンにおける人口統計の伝統の強固さを物語るかもしれない。

本稿で見てきたように、確かにスウェーデンの人口統計は、近世的「信教国家(confessional state)」の枠組みの中で形成されてきた。書式の不備や集計システムの未熟さなど統計制度としての歴史的限界は容易に指摘できよう。しかし、18世紀に教会を通じて教区住民一人

⁷⁸ 例えば、イギリスについては、安元前掲論文「イギリスにおける教区登録制度と民事登録制度」,249-253 頁を、プロイセンについては、長屋政勝「プロイセン統計局の設立と国家統計表(1)」『経済論叢(京都大学)』第 169 巻第 5・6 号,28-37 頁を参照。

⁷⁹ Andersson, K-G., a.a, s.25.

⁸⁰ Högberg, W., a.a., s. 33-36.

⁸¹ Lext,G., a.a.s, 341-342.

⁸² 中央統計局自体、1831年に設立されたベルギーの統計局をモデルとしていた。 Wicksell,S.,a.a.,s.11; Randers,Britta & Berg,Nils,O., *Fredrik Theodor Berg* 1806-1887.Stockholm 2001,s.259.

一人をその日常生活まで把握しようとして成立した制度的枠組みは、近代化・工業化・都市化といった社会変動に適応し、その後 2 世紀以上にわたり生き残っていった。本稿で扱った時期以後の人口統計の展開を辿ることにより、その強靭さあるいは柔軟さをもたらしたのは何であったのかを探ることも今後の課題となるであろう。

[付録1] 出生及び治社に記録簿 (Västra Husby 1750) (Anderö, Henrik, Läsebok för släktforskare, s. 23 より)

1月17日にイェッデシュタッド(Gädderstad)のペッテル・スヴェンソン(Petter Swensson) とその妻カタリーナ・ラーシュドッテル(Catharina Larsdotter)の娘カタリーナ (Catharina)は出生し、同月18日に受洗。

洗礼の証人。ヒューリンゲ(Hylinge)の農場監督者(befallningsman)アンデッシュ・シェルストレーム(Anders Kielström)、ハーグビィ(Hagby)のトーマス・ヤコブソン(Thomas Jacobsson)、イェッデシュタッドの土地所有者 (ägor)のサカリアス・ペーション (Zacharias Pehrsson) そして奉公人(drängarne)であるヘッレ(Hälle)のヤコブ・トーメソン(JacobThomæson)及びイェッデシュタッドのマグヌス・スヴェンソン(Magnus Swensson)

ヒューリングの家内奉公人(dejan)スティーナ・エステルマルク(Stina Östermarck)、奉公人(女中 pigor)であるヘッレのアニーカ・ウーロフスドッテル(Annica Olofsdotter)、ハーグビィのマリア・ヨンスドッテル(Maria Jonsdotter)及びイェッデスタッドのイングリッド・モンスドッテル(Ingrid Månsdotter)

Anno 1750.

Anno 1750.

Anno 1750.

Anno 1750.

Some of the following of the form of the following for the following of the following for the following form of the following form from the the following form for the following the following form for the following the following form of the following form of the following form of the following form of the following the following form of the following form of the following form of the following for the following form of the following form o

[付録 2] **活力昏言已録入簿** (Norrköpings S:t Johannes 1781) (Anderö, Henrik, Läsebok för släktforskare, s. 24 より)

1781年にサンクト・ヨハンネス教会で式を挙げたカップル

1月28日 商船の船乗り(Coopväerdie Sjöman)ウーロフ・トリィボム(Olof Trybom)と未亡 人アンナ=マルグレータ・ヘーグベリィ(Anna·Margareta Högberg)。彼は名誉ある者 (wälloft)であった。前の結婚の後の法的な財産分配についての市参事の遺産記録 (boupptecknings Instrumanet) あり。結婚の証人として、未亡人の継父である製粉業者 (mölnaren)ヨーハン・フムラ(Johan Humla)。印紙税(chart.sigil.)4 シリング納入済み。

4月1日 大工(Hustimmarman)アンデッシュ・ウーロフソン・リュベリィ(Anders Olofsson Ryberg)と奉公人(Piga)アンナ・カタリーナ・ヴェットリング(Anna Catharina Wettring)。 新郎は先妻と分かれた後の法的な財産分配についての市参事による摩滅した(högtärade)証 明書を持っている。結婚の証人として醸造業者(bryggaren)Joh.サンドベリィ。印紙税 4 シ リング納入済み。

ヴァルビィ(Walby)の奉公人(Drängen)ラーシュ・ヨンソン(Lars Jonsson)と奉 公人(Piga)カタリーナ・ペーシュドッテル(Catharina Persdotter)。証人)新婦の後見人 (förmyndare)でオーンスタードの教区民(sockenman)*であるモンス・ヨンソン(Måns Jonsson)。印紙税 4 シリング納入済み。

*教区民(sockenman)とは、成人男性で他者に雇われていない土地所有者であると思われる。

Brudefolk, famnicurvigde (di) S. schäunis Ryrko vir <u>(181.</u>

foojsväerdic Homan Olof Trabon ero nicha Madanie anna-Mar gareta Hogberg. Gun fade trucloff Hagistralens Dong Sade Instrument vin Engu teferitaing a Han fil formu gifte. fac Puttimmumin alizaro Ctoffer Sighery die Figu rilla Wettring. Dun fu de & bytimen Magistrateres on a Em gu befinitiving a Han fin love the Iris faction Drygg ourn gran for Sandberg. Tharta Sigillata dyna Schillingar ungan i du meby fars fonsfor ou figu fatharina Jers vollan action Vigand for my indura, delinari demani anstad Mans 011s/012. Charta Ligill. 4 Stillingar.

[付録3] **夕ヒ亡言己金永 淳等**(Dödbok för Västra Husby 1755) (Andrö, Henrik, *Läsebok för släktforskare*, s. 27 より)

死亡及び埋葬

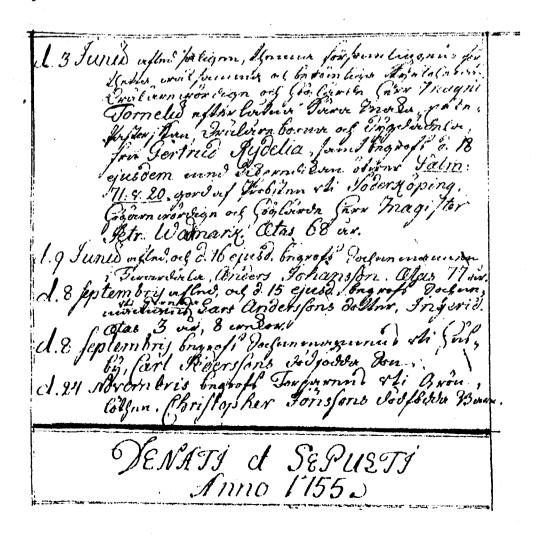
6月3日 この教区の、目を見張るような著名な牧師(kyrkoherde)である、高き名誉を有し高い教養をもったマグニ・フォルネリウス(Magni Fornelii)が残した愛する妻、牧師未亡人である、名誉ある高貴なゲドルード・リュデリア(Gertrud Rydelia)が亡くなられた、そして同月18日に、セーデルシェーピング(Söderköping)の地方執事(probsten)で、高き名誉を持ち高い教養を有するマギステル・ペーテル・ヴァドマルク(Magister Peter: Wadmark)によって聖歌(71:v.20)についての説教が行われ、埋葬された。享年68才。

6月9日 ツヴァルダラ(Twardala)に住む教区民であるアンデシュ・ヨハンソン(Anders Johansson)が亡くなり、同月16日に埋葬された。享年77才。

9月8日 ヴェーナ(Hwena)に住む教区民であるラーシュ・アンデション(Lars Andersson)の娘、インゲリッド(Ingerid)が亡くなり、同月15日に埋葬された。享年3才。

9月8日 ヒュースビィ(Husby)に住む教区民であるカール・ペーデション(Carl Pedersson)の生まれながらにして死亡していた息子が埋葬された。

11 月 24 日 グレーンレーテン(Grönlöthen)の小作人(torpare)、クリストファー・イエンソン (Christopher Jönsson)の生まれながらにして死亡していた子供が埋葬された。



[付録4] 家庭内試問記録簿 (Lillkyrka 1747-1748)

(Anderö,H.,Läsebok för släktforskare,Stockholm 1979,s.17-18 より)

	IV.Lunby [#] 1	①	2	3	4	(5)	6	7	8	聖餐式への出席(月)	-
										1747	1748
1/2(mantal)#	Harald	+	10+	3+	7+	4+	4+	+	+	3,6,11	3,6,9,12,3
Öfver-Lundby	Bengtsson				:					.*	
	Bengt	+	10+	3+	7+	4+	4+	+	ŧ	3,6,11	3,6,9,12,3
	Andersson									A .	
	妻	+	10+	3+	7+	4+	4+	+	ŧ	3,6,11	3,6,9,12,3
	Lena			,	•						
	Haraldsdotter									<u></u>	
	奉公人	+	10+	3+	7+	4+	4+	+	т	3,6,11	3,6,9,3
	Sara										
	Swensdotter					 -					
	hos Andere										
	Jönsson										
	奉公人	+	10+	3+	7+	4+	4+	+	+		11,3
	Mäns										
	Johansson	2 2				<u> </u>					# 3
1/2(mantal)	Hans	+	10+	3+	7+	4+	4+	+	ŧ	2,5,9,12	5,8,11,3
同	Andersson										<u> </u>
	妻	+	10+	3+	7+	4+	4+	+	+	2,5,9,12	5,8,11,3
	Brita									٠	-
	Andersson						<u> </u>				
	子	+	10+	3+	7+	4+	4+	+	†		6,9
	Anders 14 才										
	Cathrina 6 才	т	_	_	0.Dom	_		Т	_		
	Jonas 1/2 才	_	-		_	_					
·	奉公人 Maria	+	10+	3+	7+	4+	4+	+	ŧ	2,5,9,12	3,6,2,4
	Pålsdptter 🛂										

^{*1} マーシューン(Martion)にて 1749 年死亡

^{*2} この地にシェールシンド(Skärkind)のベッケビィ(Bäckeby)より移り来る

^{* 1} Lundby は rote の名。 rote とは、教区をさらにわけた地域区分。都市では消防組織、農村では救貧組織などの単位となった。

^{# 2} マンタル(mantal)とは、家族の扶養と租税・軍事税負担を可能とする経営規模を表す。元来、1 世帯 1 マンタルが標準であるが、農場分割に伴い、1/2、1/4 マンタルの世帯も生成した。

*3 移り去る

*4 ハラルド・ベングットソン(Harald Bengtsson)、後にレフィエーラ(Refiälla)の And.カールソン (And.Carlsson) の所で働く

- ① Lectura:読むこと
- ② Decalog:十戒
- ③ Symb.Ap. 使徒信条 (3つの部分からなる)
- ④ O.Doica: 主の祈り (7つの部分からなる)
- ⑤ Baptismus: 洗礼の秘蹟 (ルター小教理問答集では4つの部分に分けられている)
- ⑥ S.Altaris: 聖餐式 (同じく 4 つの部分に分けられる)
- ⑦ Preces:祈祷
- ⑧ Quæstiones: 問答

		··									
ras.	IV. Lundon	- n Cochana	Secolog.	. Ok out	B. Siere.	Daystions.	C. altain	Soley.	1747.		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
Ofwer Lindon	Agaral J. Francy &	Hon-11 +	10+	外	74	41	4+	++++	3.6.11.	3.6.9.12.3	2
	To Leha France	12012 - +	10+	1 1	74	٠ ا	4	. 1.	36.11 36.11	3.6.9.123 10.1749.3 3.6.9.123	
1		Jan Jan +	10+	34	74	44	4	+ 7	×6.11.	7.6.9.3.	•
-		frufton t	10+ t-f	J.fr.	u T	Sielle.	3.0	t t	/	South !!	4
History		Pour +	10+	1	1 1		1		25.9./2	L	*
× ×	by tombe was	6 14 in +		34	7+	4+			2.5.9.12	6.9.	14
i y	11 / 1 /54	in GAIN T		_	O. For	.—		T-		,	
	A Thair fil	i N	- 10+ C	34	74	#	24	1	259.12	3.6.2.4	
	A Calabana	,	A 14		al .	1	T.C	1			

[付録5] **「言仁口記正月書** (Från Norrköping 1755) (Anderö, Henrik, Läsebok för släktforskare, s.15)

コーシェッテル(Kårsätter)の農場監督者(Rättaren)であり、周囲から高く評価されているアンデッシュ・ラッション(Anders Larsson)は、この町に5年間住んでいたが、公の場では常に親切に思慮深く振る舞い、教会や神聖なる聖餐式にも敬虔な態度で勤勉に通った。ヴェストラ・ヒュースビィ(Västra Husby)教区で清純なコーシェッテル(Korsätter)の奉公人(pigan)カタリーナ・ヨンスドッテル(Catharina Jonsdotter)と婚約したという。それらの理由により、先に言及した農場監督者は、最高度に推奨されるものである。

ノルシェーピング 1755 年 10 月 17 日 ヨー: M: ティルマン(Joh:M:Tillman)

Luttura rours yet om menderal

[付録6] 人口表 1 (1749年の全国レベルの表。原表のコピーも後に付す)

官房府は、謹んで、総督(generalgouvernerne)・ストックホルム知事(överstäthällare) ・ 県 知 事 (landshöfdingarne)によって提出された、1749年のストックホルム市、スヴェアランド及びイェー タランドのすべての県、フィンランド大公領、ポンメルン公爵領における出生及び死亡、そして新 婚についての表から抽出された結果を報告する。

洗礼

	嫡出子		非嫡問	出子	計	
	男	女	男	女	男	女
1月	3696	3640	82	75	3778	3717
2月	3398	3247	86	80	3477	3327
3月	3813	3678	96	83	3909	3761
4月	3227	3114	78	78	3305	3192
5月	2640	2563	74	62	2714	2625
6月	2585	2497	58	62	2663	2559
7月	2852	2805	44	47	2896	2852
8月	2938	2907	45	49	2985	2956
9月	3648	3444	59	64	3707	3508
10月	3333	3273	46	50	3379	3325
11月	2905	2815	58	68	2963	2883
12月	3098	3073	68	65	3166	3138
計	37833	37056	794	785	38942	37841
					総計	76783

埋葬

	10 才以	下の子供	ţ	若者・	未婚者		既婚者			計	
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
1月	1173	1006	2179	296	489	785	988	1121	2120	2467	2597
2月	1228	1048	2209	294	468	762	882	1122	2004	2407	2638
3月	1329	1125	2454	340	613	953	1204	1360	2564	2873	3105
4月	1459	1226	2985	463	702	1165	1429	1595	3024	3351	3523
5月	1357	1160	2517	492	483	1095	1329	1260	2619	3188	3023
6月	1220	1157	2377	331	409	740	840	847	1688	2391	2413
7月	1478	1293	2766	310	368	678	708	740	1448	2491	2401
8月	1274	1208	2482	267	374	641	571	650	1221	2112	2232
9月	1263	1210	2473	281	395	676	608	794	1402	2152	2399
10月	1321	1268	2589	322	423	745	750	904	1654	2393	2595
11月	1022	971	1993	278	364	642	664	766	1430	1964	2101
12月	1157	1027	2184	306	442	748	788	940	1728	2251	2409
計	15276	13699	29208	3980	5531	9630	10761	12100	22902	30040	31436
										松宝┼	61476

総計 | 61476

結婚

까니스티		
	死亡による	結婚
	解消	
1月	1304	1079
2月	1265	883
3月	1531	1163
4月	1862	976
5月	1656	1259
6月	1116	1168
7月	1008	636
8月	778	496
9月	897	1294
10月	1031	4064
11月	913	2702
12月	1049	3113
計	14410	18834

注意(Anmärkningar)

- A. 双子は洗礼者の数の中に含める。しかし、ここに、どれだけ多くの主婦あるいは女性が、2 人あるいはそれ以上の子供を産んだのか、男か女かを含めて記入せよ。
- B. 死者は死亡した教区で記録されるべきである。
- C. ここには死んで生まれた子供の合計を記入せよ、しかし、以下の表の主要項目に含めるべきでない。
- D. 以下のことについては、第1表及び第2表の死者についての主項目に含めるべきである。ここの箇所に最後にそれを別記せよ。
 - 1.90 才以上の死者の年齢と性別
 - 2. 事故死についての事故について
 - 3. 死刑になった者の犯罪
 - 4. どのような病気が、一年のどの時期に最も流行したか。

適用 (Bruk)

- . この表を正しく完成させるために、教区簿冊を読み通して一度に完成させるのではなく、上級 牧師(pastor)か教区牧師(capllaen)が、誰かが洗礼を受けた時、誰かが死んだ時、または誰かが 結婚した時に、表のます目に小さいラインを引いておき、年末に、月ごとおよびその年全体に ついて集計した数字に直しさえすればよい。
- . 地方執事、あるいはその求めに応じて郡書記(Härads-Skrivaren)は、年末に、地方執事管区内 の教区のます目事にラインを集計したものを集め、地方執事レベルの表における同じます目に 合計した数字を記入する。地方執事によって計算された各教区のマスメには、下の端に、〔計 算したという〕記憶のために点を打っておく。
- . 監督(Consistorium)、県知事、官房府(ämbetet och cancelie-collegium)は、次の表 の適用に 書かれたのと同じ方法で表を作成する。

CANCELIE-COLLEGII

i underdånighet afgifne

Mortal. Tabeller 1749-5%

General-Gouverneurernes, Ofver-Stäthållarens och Landshöfdingarnes uti hela RIKET insånde Tabeller, öfwer the uti Stockholms Stad, alla Höfdingedömen i SVEA och GÖTHA-RIKEN, Stor-Furstendömet FINLAND och Hertigdömet POMEREN, Födde och Döde, samt Nygifte Personer, År 1749.

MANA-	į D	ÒΡΊ	ГЕ.		BEGR	AFNE.		HJONE	LAG.
DER.	Akta Barn	Oåkta Barn, 🚜	Sum- ma,	Barn under	Ungdom och Ogift Folk.	Gift Folk.	Sum- ma	Uplo- ite.	Wig- de.
	Sô- Dôt- ner. trar.	Ső- 10ör- ner. thar.	Söner. Döttrar.	Man- Quin- Summa Kön. Kön.	Man-Quin-Summa Kon. Kon.	Man- Quin-1 Samma	Mank, Quink.	genom Döden.	Par
Jegarius Ribiuarius Nartius Pollis Naius Julius Julius Algustus Spiember	\$696 \$640 \$339 3247 \$613 2678 \$21 3114 269 2563 2583 2497 2862 2866 \$338 2907 2449	86 80 96 83 78 78 74 62 53 62 44 47 46 49 59 64	2896 2562 1985 1956 3707 3508		493 483 1096 331 409 740 310 368 678 263 374 641 281 393 676	988 1122 2120 881 1122 2004 1204 1360 2564 1429 1595 3624 1329 1260 2619 840 847 1688 708 740 1448 571 650 1221 608 794 1402 750 904 1654	1467 1597 1407 1638 1878 3105 3351 3523 3188 3023 1391 1413 1491 2401 1112 2232 1152 2399 1293 2595	1304 1265 1551 1862 1656 1116 1008 778 897.	1079 884 1163 976 1259 1163 636 496 1294 4061
Je ber Je mber Je mber	3333 3273 2905 2815 3098 3073	46 50 58 68 68 65		1022 971 1993 1157 1027 2.184	278 364 649. 306 449 748	664 766 1430 188 940 1128	1964 2101 2951 2109 30040 31436	918. 1049 14410	2702
Summa:	an af FO	DDE.	76788	Års-5	umman af DÖI		61476	P1-410	1-000

ANMARKNINGAR. De foodos of ver front of ver de Dove as 153

TWILLINGAR uptagas i foregående numer bland Dopte: Men hår nåmnes allena, huru många äkra Hustrur, er ock Qvinfolk, tillika födt 2. eller flere Barn, Söner eller II, Befynnerliga handelfen af nagons Vadeliga Dod

B. The DÖDE bora upforas uti then Forfamling, then aflidic.

C. Har uptages Summan af DÖFÖDDE BARN, men ej tinagon af the a foregaende Tabell anforde Hufvud Classer Mannkon 947 Qwinnkon 651 furnma 1598. Mannkon 947 Qwinnkon 651

III. Sjelfva Missgarningen af them, som lidit Dods-

D. Esters oljande bora uptagas i sjelsve Husvud-Classerne The Dode, a foregaende och foljande Tabell; Här anteknas the måst grasserat.

IV. Hvilka Sjukdoman, och vid hvilka årsens Tiden,

Aldren och Köner af the DODE ofver 90. år.

BRUK

I. Til denna Tabells riktiga afflutande behösves ej en gång, at Kyrko-Boken genomläses, uttin thet allenast, at Paston, eller Capellanen vid Annexan, endast drager et litet strek (1) utt ofvannamnde rutor, når något Barn döpes, tå någor dör, eller bliver gift, och at han vid årets slut, utförer summorne af streken med zissfor, så väl för Könen särskilt, som för Månaden

II. Probsten, eller på thes anmodan, Harads Skrifvaren, adderar, straxtefter årets slut, ruta från ruta, alla Probse-riets Församlingars Rute-strek til summor, och utsättjer sedan summan med ziffror, uti hvar och en samma ruta af Probse-Tahellen. Uti hvarje Firsamlings ruta, som af Probsen blisvit råknad, sättjes en puntt i nedersta hörnet, för minnets skul. III. CONSISTORIUM, LANDSHOFDINGE AMBETET och CANCELIE-COLLEGIUM, bruka, vid thenna Tait is upfattjande, samma methode, som anföres uti Tillameningen af nåstföljande Tab. II.

[付録7] 人口表 2 (1749年の全国レベルの表。原表のコピーも後に付す)

死因	1 才以	下	1 - 3 7	オ	3 - 5 7	才	5 - 10	オ	10 - 1	5オ
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1)天然痘・はしか	1156	1128	1046	1037	709	621	516	532	115	164
2)肺病・結核	833	663	312	402	125	107	130	118	69	82
3)肺疾患	464	386	133	89	70	64	71	53	45	41
4)熱病	175	161	129	112	96	72	134	124	112	90
5)チフス	6	16	5	6	12	7	6	5	2	4
6)ペスト										
7)胃痛・疝痛	409	372	165	139	84	77	73	65	38	37
8)赤痢	808	173	268	238	167	161	236	199	125	107
9)黄疸	15	12	22	15	6	9	8	6	4	6
10)衰弱・意気消沈	67	46	83	83	31	45	37	37	27	33
11)尿結石・腎結石	1	1	3	3	1	1	4		1	1
12)肺出血	12	11	7	3	6	3	6	3	5	4
13)おこり	37	35	69	60	42	31	49	30	26	19
14)水腫	7	9	33	33	34	26	42	26	27	33
15)丹毒・壊血病等	3	3	1	3	6	3	5	3	6	4
16)壊疽・腫瘍	4		1	4	2	5	3	4	3	5
17)リウマチ・痛風	3	3	17	7	14	8	23	23	24	30
18)動悸・喘息等	449	366	69	45	29	31	22	22	13	17
19)老衰・虚弱										2
20)分娩の負担	5	2								
21)未知の小児病	3470	2884	512	456	168	135	75	75	14	8
22)百日咳	934	906	351	432	150	114	70	84	13	20
23)乳母・母親による 窒息	288	272	4	9	3	3		1		
24)子殺し	4	5								
25)殺人	1					1	1		1	
26)餓え・食中毒	1	3	3		4		2		1	
27)水死	3		15	11	12	5	19	14	19	9
28)氷の下敷き			1	1	1		2	1	7	5
29)凍死									2	1
30)焼死		1		2	1					
31)自殺							1			
32)刑死										
33)事故死	16	10	19	26	12	16	18	8	15	5
計	8570	7458	3267	3196	1785	1545	1557	1433	714	727

	15 -	- 20 オ 20 - 25 オ		25オ	25 -	25 - 30 才		35 オ	35 -	40オ	40 - 45 才	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1)	52	62	34	32	12	17	3	2	4	3	3	3

2)	82	129	143	122	168	120	138	162	155	135	224	169
3)	55	54	85	56	94	57	103	87	122	98	139	111
4)	141	126	178	132	197	135	186	138	149	145	175	114
5)	9	9	15	7	12	7	7	10	13	17	8	12
6)												
7)	33	48	36	34	32	36	32	20	28	37	39	51
8)	90	80	71	71	57	75	74	62	68	50	63	78
9)	16	1	3	1	8	6	1	6	1	9	14	5
10)	37	33	31	34	25	27	23	35	29	26	38	45
11)	1	1	2		7	1	6	3	6	6	9	4
12)	10	8	9	13	18	6	16	11	6	9	8	11
13)	22	20	32	29	43	30	34	36	43	31	53	44
14)	26	30	32	28	36	25	31	50	34	53	65	72
15)	6	3	11	6	8	18	11	8	9	5	16	16
16)	6	9	6	5	6	10	5	13	12	11	9	11
17)	40	24	38	24	25	19	23	21	16	21	26	36
18)	20	20	22	22	31	20	22	18	32	23	31	29
19)			1			1	1	2		2	3	5
20)		17		79		164		159		161		115
21)	1	1				1						
22)	4	2	2	1	4	1	4	1			2	
23)												
24)												
25)		1	1		2				2	1		1
26)			1					1	2	2		1
27)	27	13	41	13	23	9	23	5	25	6	18	5
28)	11	3	10	6	6		9	1	6	6	4	2
29)			3		2		2		2	3	1	1
30)	3	1	1	1	5	1		2	1	1	1	
31)			2		1	2	3	3	1	1	1	2
32)	6	2	14	4	8	8	4		4	3	2	2
33)	16	8	29	6	27	5	23	5	15	5	15	6
計	714	705	853	726	857	805	784	861	763	869	967	951

	45 -	50オ	50 -	50-55才 5		55 - 60 才		5オ	65 - 70 才		70 - 75 才	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1)	1	2	4	1	1	2		2		2	2	1
2)	248	184	262	239	277	283	343	365	292	366	238	322
3)	168	119	157	112	170	168	207	237	173	190	107	150
4)	179	121	124	135	112	124	109	147	101	106	62	74
5)	7	5	5	6	5	11	7	5	7	4	2	2
6)												
7)	57	53	42	55	42	79	72	77	54	65	38	56

8)	47	70	61	78	61	78	64	116	54	81	63	68
9)	4	8	4	11	8	10	15	14	2	13	3	3
10)	46	48	46	51	41	37	34	68	32	32	14	21
11)	7	4	9	5	12	2	14	5	7	3	6	5
12)	4	7	7	8	10	7	10	5	5	7	4	5
13)	28	25	20	25	28	36	27	58	17	33	18	21
14)	41	73	42	69	52	72	52	107	58	90	39	73
15)	28	15	21	5	20	11	16	18	14	20	16	14
16)	10	16	9	20	14	14	17	19	13	18	12	16
17)	25	32	31	38	39	52	42	70	42	48	32	147
18)	37	30	37	30	49	43	59	79	43	80	66	78
19)	3	7	11	19	44	68	176	323	203	498	519	845
20)		33		10		1						
21)				1								
22)			1	2	2	4	5	6	7	5	5	3
23)												
24)												
25)	2	1					3			1		1
26)		1	3	1	1	1	1	1	2			1
27)	12	5	6	3	6	4	16	3	2	2	4	
28)	4	3	4	1	3	1	7	1				1
29)	1	2	4			2	2	3	3		1	3
30)	1				1	1	1	1		1		
31)	4	2	1	1	2		2	3	1	1		
32)	3						2			1		
33)	14	4	14	4	8	1	11	5	7	7	10	1
計	981	870	925	930	1008	1112	1314	1648	1139	1675	1061	1812

	75 -	80オ	80 -	85 オ	85 -	90オ	90 オ	以上	計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1)	1	4	2			1			3659	3616
2)	139	165	77	135	28	59	22	21	4305	4340
3)	65	87	43	53	25	23	17	14	2513	2249
4)	22	36	14	30	5	17	6	6	2406	2145
5)	1	4		1	1				130	138
6)										
7)	20	33	14	14	5	4	5	6	1318	1357
8)	27	39	15	31	8	18	5	2	1827	1875
9)		4	2	3	5	18	1		142	160
10)	10	16	3	6	2		1		656	723
11)	11	4	5	2	2	_			114	50
12)	2	2	1	1	1	1			147	125
13)	7	22	5	12	3	5	1	2	594	614

14)	25	46	15	31	8	14	2	3	701	963
15)	6	4	4	5	1	3		2	208	169
16)	4	9	4	5	2	3			137	202
17)	16	33	15	32	4	8	4	3	499	579
18)	41	59	25	34	9	11	6	7	1112	1065
19)	550	891	548	841	308	446	265	410	2712	4360
20)									5	741
21)									4240	3561
22)		5	1	2	1	2		1	1558	591
23)									295	285
24)									4	5
25)				1					13	8
26)	1	1	1		1				24	13
27)	6	2	3	2					280	111
28)	1	3		1		2	1		77	38
29)	1	2							24	18
30)									15	12
31)	1		1						21	15
32)									43	20
33)	3	3	3		1		1	1	277	126
計	960	1347	801	1242	420	635	337	478	30056	30974
										61030

適用(Tillämpning)

.上級牧師、または教区牧師は、この表の書かれた年齢、性、病名に相当するマス目に、誰かが死亡した時毎に小さなラインを引いておく。それから、翌年の1月半ばに表を地方執事に送る時、ラインを集計し合計を数字で出す。

.地方執事、またはその求めに応じて、郡書記は、各教区の表のます目ごとに集計し、ラインではなく、直接数字ですべての教区についての合計を地方執事表における同じマス目に記入する、次にそれらの数字を加算して、地方執事表の総計の欄に合計をだす。地方執事が足し合わせた各教区の表のそれぞれのマス目には、〔計算したという〕記憶するために、点を打っておく。

.監督はまた、マス目ごとに、すべての地方執事表の数字を加算し、自己の表の各欄に記入する、 そこから総計を出す。

.県知事は同様に、表の各マス目について、自己が担当する県に関わる監督管区の数字を加算する、そして県についての総計を出し、それは毎年、我々の所へ、彼らの下にある臣民(underdanige)についての報告書と共に提出する。

.我々官房府は、最後にすべての県知事表の各欄および総計を合計し、自己の表に記入する。これによりこれらの必要な知識が、毎年、いつでも、容易に、無理なく眼で把握されうることとなる。 (表中の網目部分は、原表で読み取り不能の数字であったが、死因別・年齢別の総計から逆算した)

General-Gouverneurernes, Öfver-Ståthållarens och Landshöfdinga men i SVE A-och GÖTHA-RIKEN, Stor-Furstendomet FINLAND och jämte de Sjukdomar och Tilfi

	,								·		Ja	mie	ae	371	urac	ma	r oc	D	l IIJ.
SJUKDOMAR och TILFÅL- LIGHETER.	Yngre	DE ån I,	DÓ emell och	an I.	DÓ emell och	ու՛3.		DE m 5. o.år.	DÓ: emella och 1	n 10.	DÕI emtlla och 20	n 15.	DÖI emellar och 2	120.	DÖI eniclla och 3	n 25.	emell	DE an 30. 35. år.	I em
	Man- Kön.	Quin- Kon,	Мап- Kön,	Quin- Kon.	Man«. Kön.	Quin- Kon.	Man- Kön.	Quin- Kôn,	Man- Kôn.	Quin- Kon.	Man- Kôn,	Quin- Kon.	Man- Kôn	Quin Kon	Mati- Kôn	Quin- Kon.	Man- Kôn.	Quin- Kón,	Man Köğ
Kappor och Massling *	1155	//28	1048	1057	709	62,1	516	538	115	164	52	62,	34	32	12.	17	3	٧	
Brosssjuka och Lungsot	833	653	3/2	402	125	107	130	118	_69	82	82	129	145	122	168	120	138	162	1
Hall och ftyng	461	386	13.3	89	70	61	_7/	5.3	45	41	55	5A	85	- 56	_91	51	103	87	/ /2
Hetsig sjukdom och Brånnsjuka	173	161	129		. 96	•, ₇₂	134	124	1/2	_90	141	126	1.78	132	197		136		14
Fläckseber och smittosam sjuka	6	. 16	5	6	12	7	6	5	2	1,4	9	9	13	7	12	7	. 7	10	1
Paften												7	5.		,				
Mage - och Buk-ref	109	372	166	139	. 84	77	7.3	65	38	. 37	33	-48	36	34	32	55	.52	20	1
	208	178	268		167	161	236	199	125		90	80	7/	7/	51	75	74	69.	Z
Rod-fot	15	12,	22	15	6	-9	. 8	6	-4	6	. 16	1	.3		8	6		6	7
Gul - sot Tvinsot och Mjält - sjuka	67	-46	83	83	31	45	37	37	27	33	37	33	31	34	25	27	23	35	- 91
Sten-och Njur-Passion		/	·ż	3			4		1			1	2	1	: 7			.*	
	12	//:	7	3	6	3	6	. 5	5	- 1	10	g	ا	- /4	18		16		
Bledstortning	37	35	- 69	60	42	31	49	30	26	19	22	20	32	29	43	30	34	36	
Frássa	7	9	33	33	34	26	12	26	27	. 33	26	30	32	28	36	25	31	.50	-1
Vatin-fot -	3	3	-	3	6	3	8	3	6	4	6	9	7/		8	18			7
Rosen, Podager och Skorbjugg -	4		,	4	. ,	4	<u></u>		3	3	7	9	6					8	-12
Kallbrand och Kråfvetan	3	3	/7	7	14				24	30	"		38	3		10	2	13	_
Ledvárk och Torrvárk		366	69			8	-27	25			10	24		24	25	12	23	2/	
Slag, Stickfluss och Brådåd -	77	<u> </u>	*	70	29	31	22	22	18	17	20	20	22	22	3/	20	22	18	
Ålderdom och Bräcklighet -	3				-			-1	}	2	- -	=- -	-1	=	=	-4	-1	-21	— <u>₹</u>
Barnsbórd	1 7	2	- -		-				}			<u> </u>	= -	<i>7</i> 7 -	-	164		157	- 4
Okánd Barn-fjuka	34702			156_	- 1	135	75	75	14_	8		-/ -	- 1	-		_2	<u> </u>		_,
Kikhosta	7		3.51		150	114	70	84	13	20	1	2	2	4	4	4	1	_4	
Qvafde af Ammor eller Mödrar	288	272	4	9	_3_	-3		-4	¦-	-	-	_ -	_ -			- -	_ _	-	_#
Barnemord 🚓	4	-3 -		-						-	_ _	- -	<u></u> -		-		-		- 組
Môrdade				= -	- -	-4-	4-		-/ -	-		_/ _	_/		2	- -	_ .	_ _	-7
Af bunger och otjenlig Spis -	-4-	9	<i>3</i>		4		2		4	- -	_ _	_ _		- -		_ _	ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	4	_8
Drunknade			15	4	12	-5	19_	4	<i>19</i>	9	27	<i>13</i>	41_	13	25	2_	23	5	4
Omkomne under Isen		=-	4	4-	-4-	= -	2	-4-	7	5		3	10	6	6		9	4	-6
Frusne til Döds 🕒	 -	_ _		+	-	_ _	_ -	- -	2	4-	- -	- -	<u> </u>	- -	2	- -	2	_ _	3
Omkomne af Oos	 -	4-	- -	2	4-			- -	_ -	= -	3	4_	4	4	Ø	4	_ _	2	الب
Sjelf-mordare		- -	- -	- -	- -	-}-	4	ӛ╂╼	- -	- -	- -	.,	2 -	- -	1	2_	3	3	_2
Som lidit Dôdsstraff Dôde af vådelige tilfållen -	16	10	19 1	1.6	12	16	18	8	15	5	6	2	14 19	6	8	8 5	4	5	1/5
Dods-summan ester Aldren 9	570 74.	58 32	67 5/9	6/1	83 15	15/53	58/4	337/	4 7	27 7	14 70	5 85	3 72	68	57/80	15 7.	84 8	61 7	63

TILLAM

I. Drager Pastor, eller Capellanen vid Annexan, endast et lieet strek (1) for hvar och en, när han dor, mi then rutan at Tabellen, ther then Dodas âlders, Kons och sukdoms namn motas: och sedan, tå han nästa är, in medio Januarii, insånder sin b Tabell-Bok til Probsten, råknar streken tillamman, och gor Husvud summorne theras med zisstror.

II. Probsten, eller på thess minsta begdran, Haradsskrivaren, adderar först ruta från ruta, streken af hvar och i ruta, i hvar och en Församlings Tabell, och, i stället för strek, utsätter strat i Jamma ruta af Probse - Tabellen, alla ri Församlingarnes rute - streks summa med zisstror, och sedan adderar thesse zisstrorne til rätta Husvud-summor af Probseriet. Uti hvarje ruta af hvarje Församlings-Tabell, som sälunda uti zisstror blisvit af Probsen adderad, sätter, sör si

- COLLEGII iderdanighet afgifne

NGARNES uti hela RIKET, insånde Tabeller, öfver the, uti Stockholms Stad, alla Höfdinge-Dö-) och Hertigdömet POMEREN, Döde Personer, år 17 efter visse Classer af åldren, Tilfalligheter, hvarigenom the aslidit.

T	ilfa	ligh.	peter	r, 1	bvar	rige	non	t th	ie a	nai	J.			الشنور							* **					وخاستين
R O.S.	Dd enelle och	DE	DÓ emell och 4	DE #140.	DÓ: emella	DE	DÔ emell	DE an 50. 55. år.	DÖ! emella och 6	DE 11 55,	D.C.	DE an 60. 55. år.	DÔ emell och 7	an 65.	emell	DE 311 70.	DÖI emella .och 8	DE. an 75. 30. år.	emell	DE an 80. 85 år.	emel	DE lan 85. 90, år.	ôfve	DE r 90 ir.	MAI SJU	-SUM N efter KDO- RNE,
b 0	Men.	Quin- Kên.	Man- Kon	Quin- Kon.	Man- Kôn,	Quin Kon,	Man- Kôn,	Quin- Kôn,		Quin- Kön:	Man- Kon.	Quin- Rôn.	Man- Kön.	Quin- Kon	Man- Kôn,	Quin- Kön	Man- Kôn,	Quin- Kôn,	Man- Kôn-	Quin- Kon.	Man- Kôn,	Quin- Kon.	Man- Kön,	Quin- Kon.	MAN- KON.	QUIN- KON.
	45	3.5	3	3		2	4			2		2,	<u> </u>	2	2		/	4	2						365	3616
62	15	195		1		181	262	2.39	-277	283	3.43	365	192	366	238	322	139	165	77	135	28	59	22	_2/	43C5	4340
87	12/1	98	·		168	//9			_	168	207	237	173	190	107	150	65	_87	43	53	25	23	_/7	14	2573	<u>2249</u>
38	148	346	7	1	179	119	124			124	109	1.47	101	106	62	74	22	36	<u>A</u> -	30	_5	_17	6	6	2400	
10		, 17	8	12	7	5	5	6	5	_//	_7	. 6		_#				_4	-			_=	 -		130	<u>138</u>
		7								<u></u>	•••		<u>`</u> ;			<u>, </u>		-			<u> </u>			· · · ·		
20	2	37	39	51	57	33	42	83	42	79	72	77	54	_65	38	56	20	33	_14		_6	_4		6	1318	1857
62	647	150	63	78	47	70	61	78	<u>·61</u>	78	· 64	116	5.4	8/	63	_68	27	39	15	<u>31</u>	8		<u></u>		1827	1876
6	1	19	14		4	8		_//	8	10	_15			13	<u> </u>		_	-4		B				_	656	160
35	2921	26	38	45	-16	-48	46	51	_4/	.37	34	68	<i>32</i>	<i>3</i> 2	_ /4	<u> 21</u>			_3	- 9		-	-/	-	036	728 50
3	6	. 0	_2	_#	7	4	_9	5	12	2.		0			6	_ 3		_4			-4		-=	-	147	125
	7	19	. 8	. //		7	7	8	_10	7		2		<u>7.</u> 33	18	2/	2 7	<u></u>		10	3	<u>/</u>	-		<u> 594</u>	
26	3	31	53	_44	1 1		20		28	36	27	<u>.58</u>	//		39		25	46	15	3/	8	14	g	5	701	968
30	1	53	63	1	I	73	42	69	_52	<u> 72</u>	52	_107 !st	<u>58</u>	90 20	116	73 14	6	-70 #	4	5	- 7	3		2	208	169
8		6	16		28	15	2/	160	20	1/	_16 17	19	13	18	12	4	1	. 9	1	.5	- 2	3			Na?	202
2	?		7	-//	10	16	7	· £0	<i>5</i> 9	14 52	42	70	42	48	32	47	16	23	15	32	4	8	4	3	429	579
		2/	26	36		32. 30	31	38	49	43	59		13	80	66	79	41	59	25	34	9	'//	6	7	1/12	1065
18	32	23	31	29	<u>37</u> 3	7	"	19	44	68	176	_79 523	203	498	519	845	550	891	549	841	308	146	265	-110	27/2	4360
7	k .	161		115		33		10				·			7.										3	741
9	<u>ج. ج.</u>		=	17.0	_	<u> </u>		1																	<u>42,40</u>	<u> 3561</u>
		-	2				/	2	· 2	A	5	_6	7	5	- 5	3		_5		_2	_/	_2	_		1538	<u>1591</u>
4		-	1											,, . 			1]							_295	<u> 285</u>
_																										5
	1	,	J	/	2,						_\$	-									_		_=			
	2	. 2					3						_2	ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ		/				_		_			2.4	
5	25	6	18	5	12	_5	6	3	_6	4	_/6	_3	2		_4		6		_\$						280	111
4	6	.6	1	_2	4	_3	_4		_3		_7										_			-	_77	<u>38</u>
=	2	3		/		<u> </u>	_4		-	<u>_2</u>	_2	_2	_5	_		<u> </u>		<u> </u>	-						15	<u> 18</u> . 12.
2	717	1					_=	_]	-4	_4									7						2/	15
2	XF-1	10/		2	4	_ <u>¥</u>		-4		_=	- 2	2						- /		-					-13	20
=	15	5	15	-Z	- <u>2</u> 4	-	14	4	8	/		5	7	7	10	/	.3	9	3	·	11/		/	/	277	126
3	763	169	967	951	981	870	925	930	1008	11/2	1314	1618	//39	1675	1061	1812	960	1347	301	12,42	12,0	635	337	478	30056	30974
	-								١.	7	,	-τ			',)							bågge	: Kôni	en:	610	30
		Ĭ	دے		-							į,	į,				•							1		

AMPNING.

III. CONSISTORIUM adderar asven, ruta från ruta, alla Probstari es rute-zissfror särskilt utishvar och en ruta af sin Tabell, och sormerar sedan theras Husvud-summorne.

IV. LANDSHOFDINGE-AMBETET adderar likaledes, uti hvarje ruta af sin Tabell, alla Consistoriernes rute-zissfror i sit Län, och slutar sedan Generale Husvud-summorne af Lånet, hvilka ärligen insandas til Oss, jämte theras underdänige berättelser.

råtteller.

V. Vårt Cancelie-Collegium uptager fidst alla LANDSHOFDINGARNES i a vål rute-som Husvud-ziffror i fulsåndige summor, i sin Tabell; Hvarigenom thenna nodiga kunskap åntligen må komma Oss uti en redig, lätt och otvungen ordning un-

6a.工場	b.15 才以上の	c.15 才以	7a.都市手工	b. 職	c.15歳以上の	d.15 才以下
主	労働者	下	業者	人	徒弟	の徒弟
321	2843	1067	6410	4373	3731	1953
281	3831	954	7065	624	40	639

8. 小市	9.司法役	10a.健全な寄宿者(都	b.労働不能の寄	11.旅行者・外	12. 船 乗
民	人	市)	宿者	国人	ŋ
9254	5338	439	790	573	2822
10304	5173	2455	2563	138	2678

	13a. 手工業者 等の子供(15		14a.15 才以上 の都市民の奉	l .	15. 農民	16a.播種のた めの種を持つ	1
	才以上)		公人			小作人	
	2838	16016	4972	1926	204857	30441	9290
Γ	6656	16668	14040	2386	196397	28358	9594

17a.健全な寄宿	b. 労働不能	18a.農村手	b.その他の農	19. 騎兵等	20.家持ちで
者 (農村)	な寄宿者	工業者	村手工業者	兵士	ない船乗り
13188	22502	4492	3257	42593	1888
30399	40944	2630	2582	32159	1538

21a. 鉱 山	21b. ブル	22. 製	23a.15 才以上	23b.15 才	24. 牧	25.家を持たな
の手工業	クの手工	粉業者	の農村住民の子	以下	師未亡	い解雇された老
者	業者		供	,	人	兵士
1190	9035	3140	184437	318597		13356
1059	8068	2953	213134	321263	963	10107

26a.病院へ の収容者	b.貧民院へ の収容者	27a. 未 収 用の貧民		28.精神障害 等で働けない 者		30. 労 役 所収容者
467	1224	7119	773	754		68
1212	4961	21872	798	827	8536	239

	31.城砦などに監禁された終身刑に服す者	32.異教徒	計	
ſ	254	536	997241	
ſ	21	475	1082208	2079949

食卓共同体・世帯

都市の世帯・	都市のコーヒーハ	都市の居酒	都市の居	農村の世帯・	農 村 の	農村の居
食卓共同体		屋 (地下)	酒屋	食卓共同体	旅籠	酒屋
32738	ウス 18	154	1904	273717	1378	980

注意書き(Anmärkning)

I.上級牧師か教区牧師は、毎年、その年の初めか前年の終わりに家庭内試問をする時、家庭内試問記録簿において、教会法(2.Cap.10.6)や我々が出した慈悲深き命により、教区におけるすべての聴衆のみならず子供や老人の年齢を、特別の欄に記録する。もしその年のその後に誰かが生まれた場合、教区簿冊に記録しておく、誰かが死に、結婚し、移った時も同様に、教区簿冊に記録しておく。

Ⅱ.家庭内試問記録簿から、上級牧師あるいは教区牧師は、年末に整理用の表へデータを抽出する。ここには、その年生きていた者それぞれに対して、その年齢を、定められたアルファベットの欄に、同様に、各人の身分を該当する数字の欄に、既婚・未婚及び 15 才以下の子供の欄に 1 本のラインを引く。食卓共同体についても、ラインを環境の欄に引く。

Ⅲ.すべてのラインを、この整然とした表の欄毎に集計し、記憶するため、合計数を各欄の 隅に記入する。合計は、すぐに以下の第 3 表の各欄に、それぞれの表で同じになるように アルファベット・数字に対応して記す。

IV.1 歳以下の子供については、教区簿冊で生存していることとなっていて、その年に生まれた者以外については記録してはならない、しかし、それに関して必要な情報があれば提出せよ。

V.実際にその教区に住んでいる者、あるいは一年の殆どを過ごしている者以外はここでは 取り上げない。

VI.都市では、市参事が、年末に、教区簿冊から、整理用の表あるいは第3表に、都市の各教会の下の住民についてのライン・数字を、家ごとに記入することも許される。そしてそれを教区牧師にわたし、彼がそれを監督管区の地方執事に提出し、地方執事表にまとめられる。あるいは、その都市がどこの地方執事管区にも属していない場合や監督教会(Dom Capitel)が所在している場合は、直接監督管区に提出する。

VII.人口表自身あるいは第3表をうまく作成するためだけにある整理用の表を完成させることに伴う労苦といっても、いくつかラインを引き集計するだけのことである。ここから流れ出て示された根本的な真理によって、神の栄光を拡大する、あるいは国家の福祉と力を拡大するという双方の必要な目的に到達するための方法は、意図して容易に単純に実施できるようにされているので、ただ小さな数を足し算できるようになった子供でも、これらすべての表を完成するのに利用されうるのであり、しかもすべての部分から必要な知識が、どのようなものでも取り出しうるのである。このことは、外国の幅広い経験や 100 年以上も積み重ねられた実践により、ヨーロッパに最も強い国家を現出し、著しい名声をもたらも積み重ねられた実践により、ヨーロッパに最も強い国家を現出し、著しい名声をもたらすことに貢献し、その臣民に普通でない寿命と計り知れぬほどの富と、伝染病や慢性病に対する早期の対策をもたらしている。

Cab Is:

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		·		
		alder	<u> </u>		JI	land
		mankon	Quinkon		Mank:	Lvin
	Ymgre			1. a. Ridder than och Roel _	2.467	2628262
	a and an	3/299	30694	& lingdom of 15 is	876	1693 169
<u>}</u>	B I och &	58525	59077		1639	1739 143
	C 3 - 5	54613	57527	La Graft: Quadem: who feliot flat	4227	3314 33/
inger of the second sec	d 5_10	104313	104934	& lingdom of 15 as		
· .	0 10_15	107351	108132	.c Barn under 15	3631	35/3/35/
÷	f 15-20	9092.5	99017	Sa frands pur fonereto		6595 659
G.	9 20-25	86352	97106	lingson of 15	1956	3170 4 50
· San	A 25_ 50	76528	85831	(Hatnumber 15	1883	³⁵²⁰ 352 5927 592
	1.30_35	64778	7072.3	d Barnunder 15 m	3373	1 1
%. 	k 35-40	58620		ta franciens hiderligare bet.		20520
· (1 40 -45	49936	57063	Baquajer och trienflef:	15170	2052
· ·	m. 45_50	172.76	53357	Cunder 15 ar	19/5	1868 186
:	n 50_55	38299	47704	5 a Magistrat i staderne	911	183 183
	0 55 60	30335	40194	b Gropeurer	9.9.7.	
	7.60-65	31695	46287	L'hotare och fmakram:	1/81	1253 12.5
to lobes flas	2 65-70	23170	31967	e Bookson och Ungo of 15 in	1763	
	2 - 40 - 75	14159	22259	f. Born winder 16 ar		2044 26-4 281 28
	1 75 80	7333	11715	6 a fabriqueurer	39.1 28.43	
	\$ 80-85	4585	77/7	6. Ungd och ar beh of Soat	1067	
	+ 85-90	1742	2.585	To ambets och handle fole	6-410	70657100
	nofor god	946	1446	B Ge faller		624. 62
7	Summe of hon			Clargafour ofus 15 as	3731 1953	
<i>(</i>	- fumma			d. dito under 15	1/35	103041030
(fifterma	<u> </u>	8 Ringare Borger Skape et	7:	1 '
		Mank.	Loink	9 Statters of Setsinh.	5338	317 5/7
			-	10 a fright in hydre folk of		245 9.45 2563 9.56
	Agififolk	389871	390128	& Dito Usranlight at	573	
		/		1		26782.67
med flockbop	Banklinger	94979	113389	12 freginare		6656665
Man Y	och Alkor	24279	1000	10 a Handwerkares che	16016	16668/666
1	C 14.15	220398	957960	8 dito under 15 mi	1 -	14049 404
	Gogifte of 15.	1 2200/0	257262	14 a familie Borgerth	1 ./	
		100	365676	Sdito under 15_	1926	238
- <i>j</i>	Darn red: 15 furnma efter hor	·	1126455	18. Layure no affer	204857	163/963
1	0	1/ 2/2	4662.	16 Jarpare med Usa	30441	13/28/3
(d)	/mma-	-		t 10 Jarpar Jane	7	
					_ 0:	al m

And file Sasallen SV b. for I'm

•		•
,		
77	Mank:	Lvink.
- }		
Varpare way usfade	92.20	9594
178 1:04 1 1	13188	30399
17 frifth Inhyses et		//
In Dito Brakligh et -	22502	40944
Ha Garningsman et	4492	2630
To a garming man of	. /	
& andre hand washare -	3257	2582
19 Olyttare och Drag : fold JBabon	· 42593	32/59
	~/	
Affrand fittien its -	1888	1538
The handle vid Borge	1190	1059
	9035	8068
dit Bruksfolk -		
2) Molnare	3140	2955
Fax 11 . MI	184437	213134
13a Menige Almogens barnet	,	
		321263
dito under 15	<i>31859</i> 7	
fattige Frafiankor -		963
	13356	10107
I fammals of heded hrigh		
The Varkeligen inhagne i hoffer	467	12/2
fattigt	12,94	4961
	7/19	2/872
La Clindige whom hoffer -	1 /.	
Galre och Urfinnige wan	773	798
Braklige of fallande frich	754	827
	35	8536
lagrade Quinfolk		
M. Rafn och frinnhus folk	68	2.39
On Lifstangar	254	1,1
Frammund Religions for	536	475
E Stantinum Stragent for	[
	 ,	·
14.36		
	· .	
节 14	**	
2 25	2-1	!
Om Standigs	reler	<u></u> .
		80-780
To Rushall i fad undente de genena et		<i>32738.</i>
Laffeheld		151
Daroan ili		1904
The state of the s	0	78717
Drushas of Mablag na landel	1 2	10111
Wastgrifverier -		1378
Drogar pra Land		980
systallad 1755 a	1-	, .
	· Hlannik	

ra desposande

CANCELLIE COLLEGII

CANCELLIE COLLEGII

CANCELLIE COLLEGII

I underdinger afgifine

NODIGE UNDERRATARES Tilvåxt uni Stockholmas Stad, alla Höfdingeröhnen i Svelach Götla-Riken famt Store-Furstenoömet Finnland, genom håljofamma imfalmingar, eller Mitagande

ÅR Om Riksens Underratares Tilvåxt uni Stockholmas Stad, alla Höfdingeröhnen i Svelach Götla-Riken famt Store-Furstenoömet Finnland, famt Stad od Omilåndinheter.

	•	
W. W	Å L D E R	1751. genom Sjukdomar, Hung
MANKÓN. QVINKÓN.	STAND.	kdomar, Hunger och Wankoilet, Jamt brijs på njitige nutringsjäng, befunnengter Josjanne Jornetuing of Aldet, Non och Gittermat,
WYNING NOWNEY		Joraening of Aidet, Non och Gittermal, Janit Ständ och Omiländigheter.

		·			**	"Hom Stakhelows					
B. Äntlingar och	۸. <i>cijı F</i> ،۸	Summa ett. Kón, Summa	If. So. sib Sy	s. 75. ach \$0.	4. 65. at 72.	1. 60. 446 60	I. 40. seb 45. " m. 45. seb 50. "	g. 20. reb 35. · h, 25. seb 35. · i, 30. seb 35. · k. 35. seb 40. ·	d. f. ark 10. * c. 13, etb 1f. * l. 1f. etb 20. *	Yngre a, do 1. dr Emelian b. 1. seb 3. c. 3. seb 5.	
25234	1.ANKÓN. 	-} 	1596	7263	15630	30612	15/32	81008	10907	MANKÓN. Q 36036 (1833 52890	וגו
117365	2011KON.		9641	11106	23010	34.54	2731		<u> </u>		
13. Steppere och fjöfarit folk 13. Steppere och fjöfarit folk 13.a Håndrukstære och ringare bergerfick petis, fomt Betjäntere barn ifvar 15.d	Fiedde Keiter 9. Editers, States, Keide etd Stades 10. a Frijkt indojfit felt i Stalene 10. a Frijkt indojfit felt i Stalene 10. b Die heisligt, doet of Höjfeite- Hjon 11. Refeade etd Fridelinger	c. Lienzifer öfert 15. is	c. Bern under 15, de	6.a. Fabriquenrer	e. Bedfedamroed Ungdom öfert i s.dr f. Barn under i f. år	t. Krimare	th. Line Laguage on proping of the first first of the condition of the con	G. Unglam Hver 15. år d. Born under 15. år a. Sileden bekerbyere Brijkeir	b. Ungdom öfere eş. år c. Barn mader 1ş. år z. a. Sidadı - Perfener edi tekras veder- t. Kram-Reighert, Fegdar , Lönusan b. Kram-Reighert, Fegdar , Lönusan	, Ridderftap och däld b. Uzglam öfere 15. år C. Bern inder 15. år L. Frijlepa, desdemte och Schole-	
	60/3 73C	/8/9	6544	345	4608 1.n.L.1	.reo/	/8/.0/8//	37.78	3946	16:34. 16:34. 16:00. 16:00.	-
3.741	5854 11.48 1185	25/	165	-48.70	1831	1099	26 87			31.78 1786 1642	STA
OMSTAND		34. Trimmande Religions-Forventer.	30. Roft-och Spinden-Filk 31. Liftfänger på Fiffininger och Silter	18. Brilling of following for et fairing, fak-	17, a. Elsolige utem Hofpitakereller Fattighur b. Gaire neb a famire uten Haftifal		>	11. 1. Machether vid Rögekien	b. Aube Haule vletuer pl Louist	b. Tirgare eten nijtde	AN D.
IGHET			2.80 7.73	יושר	69.89	1365	2905%	2,418		981.4 621.87 4.818/ 2.61.87	AT JAKE SAL
E.R.		<u> </u>	95.0	7C to	184	<u> </u>	34.24.6	{			
	25239 (17365 13. Aleksan ads filderis (s.k 1606 276) 13. Aleksan kateringer Bergelter 25239 (17365 13. Aleksan Besteurs bare fore 15.6 260. 5741	MANKÓN. QVINKÓN. P. Riffers. State., Kyrtvis State.	C. Lingific deric, is	1932 1932	170 40 31. 1263 1/106 6.2. Patriquerer 325 1.26 1.2	4, 65, ab 7 2, 2063 33010 c. Balfalare ad Uniform (5 to 15 to	19 19 19 19 19 19 19 19	L. 42. do 4; 1.42 1.45		1/2 1/2	Vigge

ANMÄRKNINGAR.

1. CANCELLIE-COLLEGIUM adderar på thenne fin 3dje Tabell, ruta från ruta, Geberal-Gouverneuress i Finnland, Örber-Stärhällarens i Stockholm och Landshöddenkanses i Sval-och Göra-Ricks, befundne Siffre-Summor til Generale Hufvud-Summor af hela Ruer: Hvilken Tabell til Ofs i underdänighet ingifves för m t. Maji.

lenatt lårdt addera någon liren Summa, kan nyttjäs til at affluta alla theffe Tabeller, uvur hvika thenna få nddige kundikapen, til alla delar, endatt kan framledas, hvilken genom vittra Utlanningars rön, och mer ån 100. års fadgad utöfning, gifvir anledning til at bringa the mågtigatte Riken i Europa til mårteligit anfeende, famt tillkyndar thras underfålare mång befynnerlig lifa och oförmedel uti Epidemike och Chromike fjukmedel uti Epidemike och Chromike fjukmen.

Hockhelan y - May 1/56 Just sigget -